明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. XII. DECEMBER, 1901.
VOL. XIV.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治三十四年

十二月二十日發行

第拾四卷
第十二號

監獄協會發行

第拾四卷第十二號目次

○會　說……（一頁）
●歲晩の辭
○論　說……（二頁）
●久保田監獄局長演說速記　前號の續　（於典獄會議）
●火災に就て……（於監獄茶話會）……有馬四郎助
●所謂監獄の通弊なる者に就て　印南於菟吉
○雜　錄……（三頁）
●英米二國の監獄作業に對する觀念方針●監獄内の食糧に就ての誤解●監獄火災の思識●亂暴墮落書生の犯罪……
●監獄統計の取扱方並に年報報告表調製に付注意事項……和田天生
●獄事短評……別生
○海外通信……（四頁）
●四人の訓戒及處罰
○統　計……（英國ハロード協會報告）（五頁）
●明治三十四年十月末日現在全國在監人員表
●前表在監人員ノ内外國人ヲ國籍ニ分スレバ左ノ如シ
●明治三十四年十月末日全國囚人刑名別
●十月分上訴人員表
○感化、保護……（六頁）
●茨城縣保護會への寄附●愛知慈惠會●編纂名古屋地方裁判所檢事正の談
○雜　報（數拾件）……（七頁）（五八頁）
○叙任辭令（數　件）……（八頁）
○寄　書
●囚人看護書籍の撰譯　埼玉縣監獄署文武講習會報告……井上榮次
●囚人改善ノ一大要素（清潔法ノ勵行）
●獄務は學理出身者をして俄かに當らしむべき所にあらざる……愛知縣　平民主人稿
○會　報（數　件）……（九頁）

第拾四卷第十一號次目

○論　說……（一頁）
●久保田監獄局長演說速記（於典獄會議）
●普國に於ける囚人を監獄營繕工事に使役する實況……小河滋次郎
●放免囚保護に就て（於監獄總會）……編纂芳屋
●監獄作業施行談（於東京集治監職話會）……藤澤正啓
○海外通信……（二八頁）
●英國現今に於ける階級制度……在英伊東思恭
○雜　錄……（三三頁）
●第一諮問案に對する吾人の理想……浪華生
●監獄署事務分課標準に就て……芙蓉生
●看守定員令改正按に就て
●在監人領置金利植に就き
○譯……（三九頁）
●勿牙利國々立感化院（承前）……勿牙利國司法省出版　法科大學々生中條唐
○雜　報（數十件）……（四八頁）（五九頁）
○統　計
●明治三十四年九月末日全國在監人員表
●明治三十四年九月末日全國囚人刑名別
●明治三十四年九月末日上訴人員表
○時々のくさ〳〵……（六三頁）
●（數　件）……原胤昭
○監獄法令……（六五頁）
○會　報……（七四頁）

洋服調進
和洋織物内外雜貨
御廳用
合名會社
鈴木組商會
電話本局七六一番
東京日本橋區元大工町四番地

司獄官制服及屬具品價格表

品目	數量	特別一號	第一號	第二號	第三號
典獄正服上衣	一枚	金三拾貳圓	金貳拾九圓	金貳拾七圓	金貳拾五圓
同上略服上衣	一枚	金拾七圓	金拾五圓	金拾三圓五十錢	金拾貳圓
同上　袴	一足	金九圓五十錢	金八圓	金七圓五拾錢	金七圓
同上乙種外套頭巾付	一組	金三拾圓	金廿七圓五拾錢	金廿四圓五拾錢	金貳拾三圓
同上乙種外套頭巾ナシ	一枚	金拾五圓	金拾三圓	金拾壹圓五拾錢	金拾圓五拾錢
同外套用頭巾	一枚	金貳圓廿錢	金貳圓	金一圓八十錢	金一圓五十錢
看守長正服上衣	一枚	金貳拾七圓	金廿三圓五拾錢	金貳拾貳圓	金貳拾圓
同上略服上衣	一枚	金拾六圓五拾錢	金拾四圓五拾錢	金拾三圓	金拾一圓五十錢
同上　袴	一足	金八圓五十錢	金七圓二十五錢	金六圓五十錢	金五圓八十五錢
同上甲種外套頭巾付	一組	金廿八圓五十錢	金貳拾五圓	金廿二圓五十錢	金拾九圓五十錢
同上乙種外套頭巾ナシ	一枚	金十三圓八十錢	金十一圓五十錢	金十圓五十錢	金八圓八十錢
同外套用頭巾	一枚	金一圓九十錢	金一圓七十錢	金一圓五十錢	金一圓貳拾錢

拜啓仕候陳ハ弊店義昔年來警察官司獄官被服幷ニ屬具品等ヲ專務トシ公私ノ御用命ヲ蒙リ候處去ル廿九年業務擴張ニ伴ヒ從來營業ノ被服屬品ノ外苟モ警察監獄官署所屬ノ御用品ハ單リ米麥ヲ除クノ外ハ如何ナル物品ト雖細大ヲ不論汎ク御用相辨シ可申候間何卒多少ニ不拘公私百般ノ御用命仰付被下度御參考迄ニ營業概目ヲ掲ク此段偏ニ奉願候謹言

東京日本橋區元大工町四番地
合名會社 鈴木組商會
鈴木宗兵衛
電話本局七六一番

營業概目

服地及裁縫	洋服附屬品類
各種軍艦絨	刀劍刀帶類
小倉雲才類	文房具類
フランネル毛布類	靴及製皮類
金巾木綿類	ランターン提燈類
和洋糸紐類	椅子テーブル類
製帽肩章類	室内粧飾品一切

諸器具器械類	
諸帳簿用紙類	
撃劍道具類	
行嚢馬具類	
測量製圖器類	
工業用素品一切	
以上ノ外諸雜貨	

追テ御注文ニ際シ寸法書用紙御入用ノ節ハ御申越次第送呈可仕候

但本表中典獄正服上衣襟特別縫飾ナレハ特別一號ハ金一圓五十錢一號二號三號ハ金一圓八十錢宛增加
看守長正服上衣襟特別縫飾ナレハ特別一號ハ金一圓一號二號三號ハ金一圓五十錢宛增加亦典獄看守長
略服上衣袖并ニ襟章物縮レナレハ金一圓宛增額ス

品目	種別	品質	典獄	看守長
飾帶	上等	絹糸製	金四圓	/
正帽	一號	銀臺	金六圓八十錢	金四圓八十錢
	二號	銀臺	金六圓	金四圓

品目	種別	品質	典獄	看守長
刀帶	上等	ゴム革製	金弐圓七十錢	金二圓六十錢
佩劍	一號	村田刀入	金九圓	金八圓
	二號	日本刀入	金八圓五十錢	金七圓五十錢
	三號	洋刀入	金七圓五十錢	金五圓五十錢

品目	種別	品質	典獄	看守長
略帽	一號	一個	金二圓七十錢	金二圓四十錢
	二號	一個	金二圓五十錢	金二圓二十錢
	三號	一個	金二圓三十錢	金二圓
正緒	甲號	銀臺	金二圓七十錢	金二圓
	乙號	銅臺	/	金一圓七十錢
	丙號	絹糸製	/	金五十錢

品目	種別	品質	典獄	看守長
肩章	甲號	銀臺	金十圓二十錢	金十圓二十錢
	乙號	銅臺	金六圓五十錢	金六圓五十錢
略緒	甲號	絹糸製	金五十錢	金四十五錢
	乙號	毛糸製	金四十錢	金三十錢

東京市日本橋區元大工町四番地
合名會社 鈴木組商會
鈴木宗兵衛

明治三十四年十二月改正

監獄協會雜誌第十四卷第十二號

(明治三十四年十二月二十日發行)

會說

○歲晩の辭

歲云に暮れなむとす、日月の走駒徒らに鬢髪の白きを加ふるのみあつて人事の慌忙たり易き豈落寞の感なからむや、社會物質の文明は月に益々進んで德敎日に益々哏ぶ、生活の困難は下層社會泣喚の聲を大にし、不正の敎育は幾多の靑年を驅て偏倚せる空想に迷はしめ不良少年の發生を免かれず、一方社會慈善の業は委靡として振はず、政府當局また犯罪の撲滅を講ずるに遑なからむとす、此際吾人の任務とする者一層の重を感せずんばあらず、飜て海外の事情を顧みれば英に在ては人口の增加にも

拘はらず犯罪者は益々減少し、獨に在ては近年著しく慈善事業の發達勃興を來たし、佛白以また孜々として犯罪問題を講究するに日なからむとす、我國豈獨り東洋の一局に眠を貪るとを得むや、星運の進行は愈々益々犯罪問題講究の必要を證明せり、明年復た更に勇を皷して會員諸君と共に茲に從はむ、歲末感慨の禁ずる能はざる者あり唯微力の以て此頽勢を支ゆる所にあらざるを知るに迨んで一層吾人斯道に從事する者の戮力協心の緊切なるを覺ゆるのみ茲に謹んで會員諸君の清福越年を祈る、

論說

○久保田監獄局長演說速記

（於典獄會議）　前號の續

それから監獄の營繕並に監獄の需要品のことに付いても先刻大臣より營繕工事のことに付きまして詳しく訓示もありました通りのことでありますから重複に申述

べませぬが尙ほ其趣旨を擴張致しまして監獄で需要を致しまする品物と雖も、成るべく監獄の品物は監獄自身で造ることが必要であると云ふ訓示の趣旨でありますから、其趣旨を押擴めまして甲の監獄で需要の品が其監獄で出來ませぬで乙の監獄で出來まする場合の如きは、普通諸君の間で篤と御協議を下さいまして何分の御繰合せを御附けになりまして彼是融通して有無相通ずると云ふやうに成るべく御注意を願ひます、營繕のことに付いては先刻大臣の訓示の通りであります、それから此在監人の領置金品の保存のことであります、是は此度の指示事項にも出て居ります、其他訓示にもなりましたことであります、それから又會計規定にもそれ〳〵規定されて居りますが尙ほ此度の會同にも追つて此領置金品の保管方に付て手續は極つて居りますのでありますが、何さま此在監人の領置金品は現に實物を取扱ひまするとことでありますから普通の官衙で國庫經濟の收支を致しまするのとは趣が違ひまして、實物の金品を直接に取扱ひますることでありますから、此保管並に出納方法は餘程困難なことであるのであります、果して之が餘程困難であると云ふ證據には、先刻申述べました二三の地方に於て僚屬間に金錢物品の間違を生じたと云ふ事實が、既ね此在監人の領置金品の間違ひから生じて居りますやうであります、之が誠に困難なる有樣を事實に證據立てることであらうと思ひます、國庫の金錢は

只今の所では主任の人に於きまして殆ど正金は取扱はぬ手順になつて居りますのでありますが、是ばかりは左樣に參らぬ結果、甚だ監督も保管上にも六ヶ敷のであります、之に付ては指示事項にもあり、種々の方面から厚く御注意をなされまして、監督と保管とに付て厚く御研究を下されて、深く御取締になつて、將來再び此等のことよりして間違ひを生ぜぬやうに何とか御苦心を願ひたいのであります

それから亦在監人の被服、食料のことであります、是も各〻規則に規定がありまして、其範圍の內で行はれて居る、又其土地に依り其氣候其他の關係に依りまして典獄諸君の酌量に勿論在ることであります、からそれ〳〵相當な御注意にはなつて居ることでありませうが、之を一括致して總體に眺めて見ると、尙ほ此被服の上にも食料の上にも餘程權衡が面白く參つて居らぬ所があるかの如く見受けられます、是も矢張事情に依りまして無論劃一に參るべき譯ではない、或は土地の事情にも依り或は作業の摸樣にも依り、氣候の摸樣にも依りまして、種々の別はあることでございますが、併しながら、極く附近の府縣の監獄に於きまして、殆ど眼鼻との間に在りながら被服の綿の分量が非常に相違を致して居るとか、斯樣なことも或は無きに非ずと申すやうな次第であります、此等のことは大概各地最寄〳〵の典獄の御集會もありまして協議を致しまする時機も少からぬことであり又は近隣の府縣では直ちに御照會になりましても此協議を致されまするることは格別面倒なことはなからうと思ひます

から成るべく事情の許します限り、又少くも近隣府縣に於きましては成るべく此被服食料等は統一に參ることが過半上に於ても最も必要なことであらうと考へますからどうぞ此等も將來は厚く御注意あつて成るべく近隣の府縣と權衡を保ちまするやうに御注意下さることを希望いたします、

それから押送費の事でございます、是も指示事項に出て居りまするから此事は重複して申述べませぬが、要するに當局で考へました所よりは此押送の費用はどうも多う過ぎる樣であります、是も素より已むを得ぬではありませうが或點から考へて見ますると或は今少しく何とか節減の仕方はなからうか、例へば本署と支署の間に囚人の押送を致すが如きも三度致す所を二度に縮めるとか二度のものを一度に致すとか、何とか其點に多少繰廻しの付くものではなからうかと云ふやうな疑のなきこともあるのでありまして、併し是は矢張事實已むを得ざる事情があつて必要なことでもありませうと思ひますが、併し是も唯今の如く押送費が多分に掛ることになりますれば餘程經濟の上に差響きが生じて隨分困難をすると思ひまするから、どうか是等も餘程節減の方法に就て御注意下されまして節減に相成りまするることを希望致します、

それから統計の事であります是も大体は先刻大臣の訓示の通りであります、實に監獄の統計は監獄の行政上の必要なるのみならず有らゆる他の方面に於きましても

餘程必要を認められて居るのでありまして、學者が學問の研究を致しまする材料にも相成りまして政治家が政治の問題を解釋致しまする材料にも相成りまして又社會の問題を研究致しまする材料にも相成りまする、頗る必要なことゝ認められまして、現に當省に於きましても監獄局の中に特に統計課を置かれて居るやうなことになつて居ります、然るに各監獄に於きましては或は比較的此統計の事が重く見られて居りませぬかと疑ふ如き懸念もありまする、唯今の所では人は少なく、隨分事務もあるのでありますから、自づから斯樣な事が充分に行屆かぬことは已むを得ぬことゝは存じますが、其必要なることは前申述べました通りの次第であつて諸君も御承認のことゝ心得まするが故にどうか先刻大臣の訓示になりました趣旨並に指示事項にもある如く將來は判任官の監獄統計の主任者を置かれる事は勿論、其主任者は成るべく統計の知識を多少備へました人を採用に相成りまして精密の注意の行屆きまするやうに御注意を願ひます、同じく監獄の統計中に近來小票を用いまする制度になつて居りまするが、是は尙日が淺い爲に其事柄にもまた熟練も致しませず往々不充分なことのありますることは免かれませぬ、是は追々事務も熟練を致し、是が完備を致しました節は色々の事に利用成りまして、曾に一の用を達すのみならず有らゆる必要の用を務むることに相成りまする譯合になつて居りまする、而して其小票は事實を全く摘錄致しますることが、小票の精神でありますれば、其小票の事實に

して萬一にも誤りがありまする時は即ち統計全體が其爲に誤ります、此小票に登載しまする事項に就きましては主任の人が最も周密に致すことが緊に必要であります、一つを誤りますれば其他の事實破ぶれることになるものでありまするから、どうか主任を定められまして、唯今も主任者がある所もありませうから、其主任者に典獄諸君より厚く御訓示に相成りまして殊更精査し且校正を氣を付けることに御訓戒になりたいと思ひます、

尙ほ終りに臨みまして一言しまするのは近來當局より諸君の御手元へ種々の調べ方を度々申して上げます、殊に昨年以來最も多數の御依頼を致しました、中には隨分込入りました調査事項を緊に短かき時日に切迫して御依頼致すことが澤山ありました、是等も定めて諸君の所では御迷惑と萬々御察し申して居ります、元來監獄の仕事も先刻大臣の述べられました如く成るべく仕事を簡畧に致しまることは當然て當局に於ても無論其方針は取つて居りますが、何樣監獄の事は集治監は兎も角其他の諸縣の監獄は昨年までは經濟が曾地方の經濟になつて居りましたが爲に、種々の材料中殊に此經濟に關係しました材料が監獄局に緊に乏しいのでありました、所が一面には精密なる豫算を調製致しまして國會に提出致すことになつて居ります、さなきだに材料の少くない所へ殊更精密の材料が要ると云ふ場合になりましたが爲に或は國會開設の間際或は開會中に取急いて取調を依頼致したことがあります

是は右の事情已むを得ないとでありますから、どうか其趣旨は御了解下されまして當分の間は引續いて御手數を掛けることが又あらうと心得て居ります、殊に國會の開會間際などには誠に思ひ掛けない種々の取調の必要が生じて重ねて御手數を掛けることがありませうからどうか其時機を誤りませぬやうに當分の間は御遠慮ながら御協力あらんことを希望致します、

それから今朝配付致しました諮問事項並に指示事項此外かに摺物を澤山御廻し致しました、何れも參考の書類でありますから御話を致す程の必要はありませぬが、其内で日本紙に摺つてある分丈は御話を致しませぬと分りませぬ、表題にありまする如く檢事總長檢事長の協議事項であります、是が何故に諸君の御參考になつたかと申しまするに檢事總長より特に諸君に御話をして呉れと云ふことでありました、曾て檢事總長が檢事長の協議の席で是に掲げてありますることに就て協議されました趣で而して此事は何れも監獄に關係のあることであるから其内檢事正若くは檢事より定めて諸君の方には御話を致すことに相成らうと思ふからどうぞ其事を御通じ申して置いて呉れ、中に就き第三項の上告申出期のことであります、是れは諸君の監獄に居りまする所の者より出しまする書面でありますれば、其日限を計算致しますることが諸君の御手元に届きました時より起算致すことになつて居るさうてあります、夫故に其日付を頗る明確に知りたいと云ふことでありますが、どうぞ其趣

旨であるから諸君の所で御受付になりましたならば明確に其月日の分りまするやうにどうか取計あることを御話して呉れ、詳細の事は檢事正檢事長より御話致すであらうと云ふことでございました、尚參考書の内に特赦に關係致しました書類がありまする、是は過刻大臣が大体訓示になりまして特赦假出獄等は成るべく均霑される一やうにと云ふ趣旨でありました、それに就きまして參考の爲に書類を上げたので、第一如何なる諸縣に於てどれ程特赦が是まで出て居るかと云ふこと、それから引續き御覽になりますれば大体此特赦の是までの模樣が分らうと思ひまする、特赦の事は勿論讀んで字の如く特赦でございますから規則内規等になりやうはないのでありまする、要する所そこに掲げてありまするのは、是まで取扱ひ來りました事實並に慣例を記載致したのでそれを御覽下されましたならば自から其趣旨も分らうと思ひまするが、併し尚それに就きまして疑義の廉等もありまするならば特に取調を致しましたる參事官若くは當局の課長其他より何時でも説明を致しまするから篤と御覽になりました上何時でも御尋ね下さるやうに致したいと思ひまする、

それから尚監獄の事務に就きまして平生取扱上の疑の點でもありまして取分け監獄の仕事の内でも監獄費國庫支辨後は當省からも餘程精密な監獄會計規程が訓令になつて居ります、此國庫の會計の取扱方は頗る複雜したものであると存じますか

ら定めて諸君にも色々疑義に渉ることもありませうから此御上京になつたを幸として其疑義も質して御歸りになりたいと云ふ御希望も必ずあらうと思ひます、それはどうか成るべく御提出になつて御研究になることを希望致します、それには必ず會計課長營繕課長等も好意を以て説明されることであらうと思ひます、唯會計上の事は取分け込入りました事が多うございますから、どうか諸君の所で疑義のありましたことは此席に於て即問即答では何分問ふ人も答る人も或は遺憾の點がありはしますまいかと懸念致しますからどうか諸君の御心付き乃至は疑義がありますれば成るべく取急いで箇條丈を書綴つて一兩日の中に當局まで御差出下されますれば、それを一括して置きまして監獄局で調べることは調べ會計課長を煩すことは煩して夫々協議を致し調を致して時を期して口頭で御話になる斯う云ふことになりましたならば時間も省け問ふ人も答へる人も頗る都合が宜からうと思ひます、

（完）

○火災に就て

（於監獄協會茶話會）

有馬四郎助君演説

「火災に就て」と云ふ題を掲けましてございますが此節火災と云ふ問題を掲げますれば既に諸君に於て横須賀の火災事件に相違ない有馬と云ふ者は即神奈川監獄の者

に相違ないと云ふ事は申上る迄もない御想像が附くと思ひます茲に火災とありますが實は過ちの災ひと云ふことにした方が私の述へんと欲する所の趣意に恰當すると思ひますそう云ふ趣意で諸君の前に立つ譯でありますから甚た元氣が無くての御耳を煩はしたいのであります、

何れの場所に於きましても火の用心には怠りなく皆さんがなさると云ふ季節の矢先きに當つて一たひ横須賀監獄の火事と云ふことがありましたから定めて諸君に於ては我か監獄官吏の同僚の心臓を皷動せしめ或は懼れ或は憤慨せられ種々の感想を此際起されたと思ひます、それて此の事件に付きまして私も色々其の感想を起しましたから諸君の前に其の實況を有りの儘に申上け且つ其事に付て考へを申上るは協會員の義務と思ひますから爰に其の事實を申上ます

横須賀の監獄は御承知の方も御出てかは存しませぬが極く規模の小さい所で常に百人の在監人員を豫定してあつて其の構内は僅に千三四百坪で從つて建物も其の内に在りますから御推量を願ひたいのでありますが、さう云ふ小規模の監獄て吏員も從つて少ないのでありますけれども其の監獄に於て何より心配なるは土地の不適當でありますは是れも初めは適當でありましたらうが今日は市の眞中で其の場所が恰度摺鉢の底の様な谷間で周圍から觀られて其れに接して民屋が立並んで居り

ます從つて監獄内に防火上の餘地抔はありませぬ常に若しも斯の監獄に於て火を失しては何うかと云ふ事が想像に浮んだので其の建物は十數年を經て殆んと朋木同樣で迚も延燒を防くか如き不燃物はありませぬから我々吏員か常に杞憂を懷い たのでありますが然るに丁度此の去ぬる十三日の晩に常に心配して居つて横須賀監獄に於て火を失して今火事だと云ふ報知を受けた時の我々當局者の心配は名狀することは出來ませぬ未た夜も更けす午後八時でありましたが何分瀧車の時間も過き船の往復も止つて居りましたから唯一支署の天を望んで夜の明くるを竢て居りました其の時の想像は必らず多少の在監人を殺したに違ひない其し殺さぬにしても解放と云ふ事が感想に浮んで實に人民に迷惑を及ぼすと云ふ事を連想して當局者は痛苦に堪へぬのでありました夜の明けぬ内に頻々電報がありましたが幸に想像程に至らぬで鎭火したので歡びました次第で夜の明くるを待つて彼地に往つて調べましたので御聞の如く僅に監房と事務室を殘して其の他の建物は燒盡しました其の燒けた跡は恰も鐵の桝の中に入れて燃やした如くでありましたから爲めに民家にも延燒せず監房にも及ばぬと云ふ事が如何にも注文通りに出來て疑ひに堪へぬのであります如何にして斯うなつたかと云ふ事を我々が問ひを起しましたが夫れは勿論當局者吏員の必死の働きで其功は多いのでありますが併し該地方は海軍鎭守府と陸軍兵營とが在つて殆んど軍人を以て滿たされて居る地方であつて常に

さう云ふ非常の際に備へるのは餘程陸海軍で準備が行屆いて居つて夫れ火事だと云ふ時に陸海軍から非常な兵隊が押し掛けて來て夫れ〳〵喞筒其他の器械を以て消防に盡力し呉れて其の狹い所へ殆んど人を以て充たされて働くことが出來ぬ位で水を以て消防したかと云ふに三箇所井戸が有つて二箇所しか使ふことが出來ぬ然も一箇所は高地に在る井戸で幽かに水が見ゆる深い井戸で充分な消防は出來ぬ何んて出來たかと云ふに即ち人の力、全く多勢の勢ひを以て火を消したと云ふことが事實てあります夫れで一口に申せば斯る不幸中に僥倖を見るは陸海軍の御蔭で陸海軍の賜てあると云ふて宜いのであります此點に就ては非常に感謝に堪へぬで相當の禮を述べましたが兎に角其の大事に至らぬのは右申す如くてあります然して其の原因は何うかと云ふに其の火の起つたのは麻裏工と織工の工場の一部分の屋根から發したので其の部分は常に火氣を用ゆるかと云ふに決して火氣を用ひぬと云ふのであります其れを發見したのが午後八時二十分であります、どうも火を用ゆることのない屋根の上から出た、其點から言ふと天から火が落ちたか但しはツルサ者が構外から火を擲げ込んだかと想像する外ありませぬ夫れでは滿足することが出來ぬ段々の取調では署員の申す所は怪しいことはありませぬ何處でも火災豫防は相當の設備を爲して恐れて居るもので貴君方が學校に習ふにも重大にしてある事で曾相當の方法が立つて居る其の方法は此の横須賀監獄署には監房が二棟し

かないそれであるから夜警が看守二名、看守部長、押丁一名、小使一名當に支署に泊る者は五名で夜警は小使の外四名充つるので工場の夜警は仕事を止めれば看守部長が殘る隈なく巡檢します面して其後は夜に入ると男監房の方を巡回する二名の看守が一時間毎に交替する度に其の工場を一遍して休憩すると云ふことでありますから先づ最初豫定する所では宜からうと云ふので實際其の吏員の言ふ所は職務を實行したと云ふことでありますから其の點から云ふと何うしても釋然たることが出來ぬ、それで先づ我々が他の從來の經驗から想像するに直ちに起るのは是は囚人が烟草を喫した火種から起つたのと想像する外ありませぬ斯う云ふ想像は諸君はどうかと云ふと其處は期せずして同じてある想像すればそうてあると云ふ夫れから其の想像に當一致しましたから先づ其の方法に着手して其の火の出た物置に出還入する囚人を調べて見ると最初何人も白狀せぬから手掛りがない、どうしても夫れでは滿足出來ぬから當之を別房に入れて其内眼星を着けた者を調べると分つて來た其内數犯の者がある先づ比較的惡い事をするものと思ひましたから其者に酷く當つて調べると二日目から段々其口が動いて來た到底我々は責任を負はねばならぬと言ひました段々調べるとソレなら實を申上ると云ふ事になつて來た處が實に案に違はず諸君も夫れから先きは言はぬで御想像が附くと思ひますが全く烟草を呑んだと申しました其の烟草は何う云ふ事にして手に入つたかと云ふに其れに

は順序があつて甲から乙、乙から丙に傳はりました夫れは豫て放免囚の約束して置た者が構外から抛り込んで之を掃除夫が手に入れて約束した者に分配しました其時に巻烟草と西洋マッチを貰つて物置に保存して置て其の呑んだのが私の方では罷役の三十分前に科程檢査をしますが慌しく呑んで其時に跡の呑滓は足で踏み消して出たと云ふ事を白狀しました全く想像通りてあります其の言ふ所に依ると丁度それが三時に當ります三時に其の火を消したと云ふが夫れから火種が段々燃え立つて來たとすると其の夜の當直者が火を發見したのは夜の八時でありますから殆んど五時間でありますが其の時間中に何人も内の人が氣が附かぬと云ふのが曾さんも不審に思はれませうが私も遺憾に思ひます其の物置には何が在つたかと云ふに獄衣蒲團の類でありますが其の這入つて居る材料から考へても其の火氣が其處に在ると云ふ事に何うしても氣が附かねばならぬ筈に思ふのでありますが成程其れに違ひはない其れも跡から分つた事でありますが丁度其の後に風呂屋がありますが其の風呂屋の主人が夕景からどうも御客さんが臭い〳〵と云ふて私も心配で屢〻内外を改めましたが自分の家に異狀が無いから濟んで仕舞つた丁度其中に往還の者が非常に臭かつたと云ふ人が二三人あつたと云ふ事でありましたが、さう云ふ風に構外の者が嗅ぎ附けるに拘はらず内の夜警をして居る者が嗅ぎ附けぬのは實に不審てありますが往來に居る者が嗅ぎ附けるならば事務所に居る者が嗅ぎ附けねばな

らぬことでありますが其れが分らぬと云ふは不審であります其事から推測すると先づ事務所に居つては忙しいから氣が附かぬで嗅附けることも出來ぬと云ふことでありますが去り乍ら其の一定してある所を巡回するならば如何に鼻感の不完全な者でも氣が附かねばならぬ又一人てない三人も廻はつて居るのに誰か氣が附かなければならぬ然るにさう云ふ事が出來ぬのは如何にも殘念である甚だ恐縮に思ふ位でありますが幸にして前に申しまする樣に火災は工場其他附屬舍を燒拂つたに止つて在監人に何等の不都合がなかつたのは誠に不幸中の僥倖で仕合せに存じましたが併し此の失錯に付ては非常に恐懼に堪へない先づ以て自分の直接なる職責から申しては勿論でありますが監獄の大体の上から申しても監獄に於て斯る災害があつたと云ふことは監獄の不取締と云ふ事になつて豫ねて最も大切に力を盡して其の設備を爲して置かねばならぬのに斯る失態を世間に曝露するは監獄全体の失錯になりまして獨り我々のみならず諸君全体の不名譽を生じたのでありますから此點に向つては同僚者に對して我々が陳謝せねばならぬと思ひます自分の職務に付ては固より責任を負はねばならぬことは覺悟して居る次第でありますが右の如く實に恐懼に堪へませぬが去り乍ら又爰に思ひ直ほして唯々恐懼に沈んで仕舞て氣力が衰へ志氣が沮喪することは誠に遺憾な次第でありますから是は宜しく他の當局者其他の人々も充分に皷舞して猶ほ是から起き直ほつて勇氣を皷舞せねばな

らぬと云ふ事を感じたので色々其の方針に向つてやりつゝあるのでありますが其心を起した以來私の感じと云ふものが是は失張り失錯と云ふことは遁つて見ると悪るい事には違ひないが又一方に利益を得る成程失錯は敎育の一つと云ふが其通りに違ひないので兎角人の心は感覺が斯う云ふ事に鈍うて理屈は百も二百も承知して常に餘程氣を注けねばならぬと知つては居るけれども扨斯う云ふ事が出來て見ると一息吐いて夢の覺めたる如き感を起すのでありますが此の如き事は仕方が無いから責任を負ふて過去の事に葬つて我が同僚諸君の警戒となる樣にと云ふ希望を持ちまして今後一層其の方面に氣を附けると云ふ事に我が署員一般に誓つてやつて居りますが是は珍らしくない話でありますが今申す如く此の失錯は何から出たかと云ふと是は横着の結果だと云ふ方が一番適當で夫れに相違ないと思ひます監獄の事多くは實にさうであらうと思ひます、もうやるべき事は知つて居りますが兎角斯る大事の豫防は不斷之を見る時は隨分馬鹿々々しいと云ふ感じが多い斯の支署の如きも一歩々々轉ずれば構内が見ゆると云ふ有樣でありますから如何なる方法ても火災の豫防が出來れば宜いから規定の如く廻はらぬても一見すれば足りると皆横着を構へたものでありますが處が不斷は夫れで濟んで居つたが何時か曝發せねばならぬと云ふ事が今知れたことて此の火災の曝發は遠き以前から有る可きことて其時に曝發したので監獄の當局者は方法を極めたからと云ふて何んでも方法

に依賴して居るのは過失の大なるものでありまして方法は立派にして居りますが實際は兎角其の方法執行に餘り注意をせぬので是は實に緩慢の結果と云ふことは非常に痛苦に堪へない、それに就て斯の本署其他の關係の所に於きましても豫防と云ふものは常に立つて居るのでありますけれども今言ふ如く其れが實行されつゝあるかと云ふとは非常に力を注いて厲行してありますが、分り切つた事で一寸煙草を呑むにも吸ひ殼を火鉢の外に捨て或は吸ひ殼の取出しを嚴重にせぬのは餘り堅くろしく怖はがつた仕方てそうせぬでも宜いと云ふ横着は誰れにもあるもので横着の結果が生ぜぬことはないものでありますから此事を曾根に申しますが蓋し此の事件に付ても各地方も一層取締に御注意と思ひますが幸に支署の一部が燒けて全躰の注意になれば我々が過失の犧牲となるは恐懼に堪へませぬが幾分か他の貢獻と爲れば氣を慰めることが出來るのでありますが餘り勝手かは知れませぬが大に勇氣を鼓舞すると云ふことをやつて居ります

猶ほ茲に誌る譯てはありませぬが斯の支署長たる人てありますが是は豫て沈着な人てありまして其の火災の際に一つ我々が非常に學んだ事がありまず典獄自身がやつたら過ちを爲はせぬかと思ふ事を支署長が爲し遂けたのてあります夫れは此の火災の時發に百名餘の在監人は壁を接して火焰の所に在る何人も我から手に汗を握つた、中の囚人は皆悲鳴を擧げ或は怒鳴つて吠ゆる樣の者があり非常な亂暴を

極めたと云ふ事である其の有樣てあるから今にも監房が潰はせぬかと云ふことてありましたが其の有樣を見るや其の土地の檢事が臨場しまして斯の檢事と云ふ人は氣の早い人と見へましたか門を飛び込むや否や囚人を解放せいと呼び續けにして支署長の所在を見て解放せよと云ふて迫つた、處が支署長は其火の燃ゆる所と監房との間に位置を占めて始終火の形勢を見て自分の身を焦がす許りでありましたが御親切は有り難いが私が身を以て守らねばならぬから措いて下さいと云ふて居りました曾支署長の言ふことを無法と云ふた、處が毅然として動かぬ誤つたら自分が死ぬるか甘く往けば消し止めると云ふ意氣込みで支署長が踏ん張つて居る爲めに夫れで止んだが幸に火が支署長の望む如くに濟んだことを得たのでありましたが其際に如何なる心持てあつたか私が參つた時に監房の格子から手を出して扉を捩いであつた其時見た者の話に格子を搖るので地震の如く動いたと云ふことであります其の間に立つて此の如き厲精なる其の職分を持續けたのは見上げたる事柄で典獄としても其人に大に學んだので今後心得可きものと感謝して居ります支署長に向つて私が其の事柄を善いことがらとして褒むるに足るべき事と存じます大署右樣でありまして御詫び旁〻是れ丈けのことを申して席を汚しましたのであります、

○所謂監獄の通弊なる者に就て

印南於菟吉

自由刑は幾多の刑事學者立法者に依て比較的眞刑罰として認められ且廣く各國に適用せらるゝものゝ一なり、然るに近時漸く之に非難を加ふるの聲續出し他に眞刑を發見せんと欲して終に得ず止むなく之が適用の範圍を縮小せんとするに至り若くは現に縮小せしめつゝあるに至れり、即ち非難の聲歸する所は縱令如何に監獄行刑の方法をして完全ならしむるとは謂へ到底監獄は移すべからざるの弊害を含むものと爲すに在り、古來百有餘年間監獄制度の問題に關しては歐米諸國に在つて有識者の間に考究せられ之が爲めには幾多の著書公刊せられ政府及議會も亦各々委員を選び獨り國內のみならず進んで外國の監獄事業を調査するに至り或は商議會同到る所に行はれ燦んに卓見新說を吐露紹介し分房雜居の利害若くは監獄作業の刑罰的愚賞的等の問題は一時監獄社會を風靡し其の說の變更は直ちに數萬の巨費を拋て監獄を變形せしむるに至れり斯の如くして貴したる識者の能力と政府の財力は寔に驚くに堪へたるものありて而かも贏得したる所は果して何物ぞ、今日少くとも歐洲に在つてすら輿論分房を歡迎するとは謂へ尙一部の經驗者に在つては其の說を二三にするに非ずや、

不幸にして言論討究の結果監獄構造改廢の爲め非常なる財力を費したるにも拘はらず尙之に滿足せず終に監獄其物を疑ふに至り從來餘り監獄の眞制度を發見せんと欲するに汲々たりし愚を嗤ひ比較的に監獄を重要視し之が爲めに却て國家並に犯人の不利益を輕視したるの痴を曉るに至れり、即ち適當なる監視刑、假出獄條件附裁判等は各國共に漸次之が適用を見るに至り漸く其範圍を擴充し成るべく一般囚人の入監をして少なからしむるの策を探り而かも亦長期の拘禁は性質上囚人をして未來の希望心と畏怖心とを喪失せしめ終に習慣犯者たらしむるも前記の諸制度は寥かに囚人の改善懲戒に適して有效なる結果を呈出するものと爲せり

所謂監獄の通弊を語る者は其の細目に於て多少異同あるを免れずと雖も歸趣する所の大綱は實に左の要旨に外ならず、

世人の知るが如く刑事政略の上に於て最も眞效績を顯はしたりと稱する英國は其の刑罰機關を見るに懲戒の分子他の歐米諸邦に比して勝るとも毫も讓る所あるを見ず而かも嚴正なる紀律の勵行せらるゝにも拘はらず尙ほ不眞の交通其の間に行はれ囚人の出監後再び三たび監獄に出入する者甚大なるを以て見るも必ずしも其の實刑期の長短監獄制度の不眞等に歸すべからざるものゝ如し即ち比較的長期の懲役刑を科せられたる强盜犯人等に就て見るに短期者と尙同じく數犯を累ねたる者あるを以てするも敢て其の間軒輊する所あるを見ず飜て更に英國監獄行刑の實態を顧みるに固より懲戒に過ぎ感化敎育を忽せにしたる嫌ありて完全最眞のもの

と謂ふ能はず又た唯も一般刑事政略の上に於て實實儼然たる一定の方針を遂行し勇動極りなき米國の如きに於はず社會防衛の主義を一貫し大に犯罪の減省を計りたるの事實あるを以てするも亦必ずしも歐洲諸國に比して監獄制度は甚だしき遜色あるを見ざるなり而かも倘英國にして此嫌あるを免かれざる所以のものは漸く將さに監獄の通弊を認めたるに依らずんばあらず、

(一)長期の入監は比較的効果の觀るべきもの尠なきは事實なり、執拗頑情の徒は往々之を長期囚に見るは蓋し經驗者の熟知する所にして嚴正に自由を拘束せられたる身は猜疑心を以て官吏に對し其の一擧一動は恰かも自己に苦辱を加ゆるか否らずんば不親切なる待遇を爲さんとする者の如く彼等は感知し不安の念胸中を往來し未だ曾て去らざるなり、是れ實に彼等をして人類の交通を遮斷し同情の涙なき冷血なる官吏の下に訓育養成せられたる結果にして加ふるに同囚の交際は益々其心情を野卑陰詐ならしめ唯官吏に對して狡猾に其罪惡を藏ひ温順を衒ひ僞善を裝はんことを惟れ努むるのみ加之獄内單調規律的の生活は自由社會に立ちて競爭するの性情と相反するものあり朝五時寢板の下に夢を驚き洗面酒掃を施こし五時半出房號令の下に朝餐を喫し號令の下に役に就き號令の下に晝餐を喫し號令に隨じて罷役し號令に隨じて寢に就く一日既に然り翌日一年十年二十年亦同一の日課を繰返して歲月の徒消するあるを喜ぶのみ、此の間に訓育せられたる性情は號令の下れ起

居進退するを知て特立獨行他の力を假らず毅然として四圍の惡習に打勝つの勇を缺くに至るを免かれず、さなきだに素と是れ身神の發育不十分にして他の助力を要する所のもの、如何ぞ能く獄内の生活を以て彼等の依頼心を打破矯正を加ゆることを得むや偶々以て愈々益々依頼心を助長するあるのみ、

假出獄の制度は實に能く以上の弊を矯正せんが爲めに設けられたりと雖も而かも尚十分之を補償する能はざるの憾あり、何となれば長期囚は獄内の生活に慣熟するに從ひ能く從順を衒ふの術に長じ賞表を有する者は即ち是れ長期囚ならざるはなきの實況にして且此等の長期囚出獄の結果再犯三犯と爲つて監獄に入監する所以のものを考ふるに必ずしも獄内の品行を以て自由社會に於ける品行を保證すること能はざればなり、而して假出獄の恩典に浴する所のものは所謂此等の從順を衒ふの長期囚にして無賞表者は却て此恩典に浴すること能はざるなり

(二)更に飜て監獄内多數を占むる所の習慣犯者に就て觀察せんか、如何に老練なる典獄と雖も一たび此難治の疾病に罹されたる患者の改善を圖まむは實に名狀すべからざる勞苦の存するものあり、從來の經驗に依つて之を徵するに習慣犯者の改善は寔に望少なく勞徒に多きを加へ而かも効を奏したる者寥々晨星の如く多數は終に依然たる兇悍の徒と爲つて出監するあるを免かれず、然りと雖も予は習慣犯者の當然濟度す可からざるものなることを斷言せず能く彼等の性情に適合する藥劑を投

ずるの手腕ある者は終に之を矯正し得むと雖も此の如き手腕は實に容易に得がたき國家の珍寶たるべし、

(三)尙ほ拘留囚及二箇月以內の禁錮囚に就て之を見るに多くは賭博淫浪密賣淫の徒にして監獄を以て自己生活の根據地と爲し隨て出つれば隨て入り刑期の短なる者最も矯正し難き不良の徒たるの實況あり僅かに數ケ月の入監を以て到底救治し難きに非ず、

(四)治獄に經驗ある者の謂ふ所に依れば一般囚人殊に幼年囚に在つては其の初め監獄に入るや非常なる苦痛畏懼の念を以て滿たさるゝと雖も數日ならずして此感念は煙散霧消し漸くにして監獄生活に慣熟するに至り曩日の苦痛畏懼は變じて易ゆ可からざる樂土と化し放免時に及んでは法律の制裁を破ぶるの感念復た前犯時の如く恐怖の念を抱くことなしと謂ふ、西諺に曰く親んで侮蔑起ると實に監獄は囚人を改善するに非ずして醜化するの機關たり法律の恐怖刑罰の威重を示さずして之を侮辱せしむるの機關たり、

(五)一般囚人を遇するに當り如何に規律を勵行し感化敎育を務むるとは謂へ彼等の作業に對する勤惰は其効績として顯はるゝ所甚だ鮮く唯僅かに出監の後數日を支ゆるの資を得ると否とに過ぎず長期間勤勉して以て此等の資を得んよりは寧ろ出監の後短時間の窃盜行爲に依つて優に之に十倍する所の資を得るに如かず、作業の

勞苦は唯官吏を瞞着し得るの程度に止むれば可なりとの感念は常に彼等の間に唱道する所なり、得る所の報酬厚ければ勞苦を辭せずと雖も薄非は如何に强制監督を加ふと雖も何れの處にか怠慢惰容を露はさゝるを得むやとは實に人性の通弊にしてまた經濟上の原則とする所なり

(六)道德力の缺乏せる者一朝にして獄內の生活を營まんか却て國家及社會に反抗し寧ろ之を欺騙するの術に長するあるを免かれず吾人は多くの例に於て見るが如く囚人にして比較的善良なる者は自己の入監に依て殘留せられたる妻子の狀態如何を顧慮し夢魂常に鄕家に飛び一日と雖も心を安んせざるの狀あり情の激する所自暴自棄と爲つて終に官吏に反抗行爲を招致するに至る又若し彼等の父兄親族にして善良なるときは入監の不幸は接見通信を除くの外善交際を持續すること能はざるなり監獄は一方實に能く惡交際を杜絕し得べしと雖も亦同時に善良なる交際を杜絕することあるを忘る可からず而して聽く所のもの敎誨師の千言萬語之に依て巧みに一時を糊塗し官吏を欺騙せんとするの決心勃發するは自然の情勢なり

(七)分制は今日英國和蘭白耳義ペンシルヴハニヤ其他歐洲諸國到る所に採用せらると雖も尙全く入監より生ずる所の弊害を除却すること能はざるなり國家は固より道德堅固なる老練治獄者を得ること難く時あつてか例ひ囚人の改善に有力なるを信ずとは謂へ名僧知識の一講話だに得る能はざるなり加之分房は消極的に同囚と

の悪交を絶つことを得るとは謂へ積極的に囚人を改善するの効を有せず、宗教道徳の訓戒、紀律ある作業の之に隨伴するに非ずんば分房は實に囚人を善化する能はず、また例ひ此等のものゝ伴ふあるも彼の自由社會に於て獨り享くべき改善機關の欠如するあるを免かれず

以上述べ來りたる幾多の通弊は寔に監獄なる刑罰機關を備ふる以上は當然避く可からざる弊害なるが如しと雖も茲に大に諸君の注意を要すべきものあり監獄管理法の如何に依り或は全然之を去除すること能はずとは謂へ、少くとも其の幾部を除却することを得べきなり即ち從來治獄の方針として吾人の間に唱道せらるゝ所の事項は之を勵行するの必要を益々感知するに至るべし、紀律を勵行して寸毫も假借せざる所以のものは彼等囚人をして國法の嚴を覺らしめ且併せて不紀律生活を矯正し、作業は以て此規律を敎ゆるの最良機關にして服役時間内は間斷なく營々刻々勞務に服せしむるの外餘念なからしめ、長期刑囚に在つては感化敎育に努め一方短期囚に對しては刑罰の森嚴を覺知せしむるの法を採り、分房施行に際しては個人の身体と精神とを省み訪問敎誨を頻繁に爲す等何れも皆此等の通弊を除却若くは減省するの一手段たらざるはなく其の能當局者にして少しく此の通弊に顧みる所あらばまた之に應ずるの方法手段を案出工夫することを得べきや疑を容れず

監獄は固より自由刑を執行すべき機關にして自由刑其物にして最良の刑罰たらざる以上は監獄も亦之が弊を免かるゝ能はずと雖も管理法の如何は多少之を變じて比較的最良の刑罰たらしむるを得べきなり、文運の發達は一方に於て種々なる犯罪防遏手段の發生進歩を見ると雖も尚併せて益々監獄行刑制度の急せにす可からざるを感知するに至るべきなり、唯宜しく吾人の銘記すべきは治獄の方針をして一定の軌道を遵らしめ之を遂行するの上に於て敢て傍觀を許さゞること是なり監獄改良の沿革に依つて之を徵するに徒らに思を空論に馳せ彼に趨き此に趨り泛々萍々其の方針を二三にし一定見の未だ實効を奏せざるに先たちて彼に移り之を抛棄して再び顧みざるが如きは外見賦に新說を納れ發達進歩の傾向あるを示すに假たりと雖も監獄管理法の改良前途は之が爲めに着しき障害を被むりたること寔に冒頭述べたるが如し、吾人豈また愼重なる態度を採らずして可ならんや唯將さに世の所謂新說なるものに惑迷せらるゝなく從來の方針を繼紹し益々益々磨勉せざらんとを誤るべきのみ、是れ吾人の將來に於ても尚確守すべき治獄の一大要訣なりと信ず、

雜錄

○英米二國の監獄作業に對する觀念方針

英米二國は全然監獄作業に對する方針を異にせり、英に在つては專ら官司業を採り敢てまた國庫の收入如何を顧みず、米に在つては監内幾多の業種を設け盛んに工業の發達隆昌を希望し作業の收入は監獄費を償ふて尚餘あるの狀況なり、從て民間反抗の聲高く時としては法律を以て監獄製作品の販賣を禁止することさへありたり、要するに監獄は經濟上獨立自衛すべきものにして良民の租稅

を以て給養すべきものに非ずとの思想は一般に普及せられ居るもの〻如し、故に之が弊としては監獄を一の製作場と見做し目前の小利に齷齪として亦行刑の如何を顧みざるの風あるを免かれず、英國は作業收入に對するの感念乏しきの結果、空役不生產的勞働を科するの弊なき能はず、兩者共に各々一方の極端に趨せたるものにして各々其の特質を現はせるものと謂ふべし、是を以て兩國民相會するときは往々にして奇談衝突を釀すことなきに非ず、曾て一米人英國の大監獄を視察し典獄に向つて語て曰く作業收入を以て監獄經費に供給するは國家財政上の原則とする所なり貴邦何ぞ之に倣はざる、典獄直に一矢を酬て曰く好意敎訓寔に感謝するに堪へたり、予は監獄作業を奬勵して唯一收入の源と爲し、唯將さに收入の多きを欲して行刑の實態累犯者の入監をして多からしめ、得る所多ければ賢す所多きが如き近眼政策は我邦の採る能はざる所、且加ふるに作業奬勵の結果は民間反抗の聲を惹起すに非ずや、貴邦宜しく我に學ぶ所あれ、と互に强辯して相去る、此語に依て見るも兩國民の特質を知るに足る、知らず我國は果して何れに近邇せるや大に猛省警戒を加ふべき所なかるべからず

○監獄内の食糧に就ての誤解

監獄内の食糧は宜く先づ準を下等貧民に採らざる可からずとは往々にして門外漢及斯道者よりも聞く所の語なり、若し果して世俗者の謂ふが如き僅の食糧を給與せむか、彼等囚人は凋落枯死するの不幸を見るに至るべきなり、是れ實に自由刑の効果を知らざる者の言にして嚴正なる自由刑を執行すれば精神上身體上に影響する所多く、從て滋養成分に富みたる食糧を給するの必要あるを見るは醫家並に經驗者の一致する所にして敢て之を以て一概に贅澤なる給與と見做す能はず、また之が爲めに世俗者の心配するが如く監獄に入らむことを希望する者の輩出するが如き虞萬々ある可からざるは勿論にして縱令一人二人の斯〻る思想にて入監したる者ありたりとするも既に此思想を有したる囚人は監獄に於て矯正を要すべき例外の人類たるべきを證明するものなり此の如き俗論は一時海外に於ても起り爲めに痛く社會の刺戟を蒙むり終に食糧調査委員なるものを組織したるの實例さへありたるも最早今日に於ては一顧だに値せざる謬論たり

○監獄火災の惡識

予嘗ろ岳洋先生に隨ふて三四の地方を巡視す、先生監獄に臨み階上の事務室に席を占むるや、傍に火爐あり、調査の際給仕に火を挿來るべきを命ず、給仕其の聲に應じ十能に火を滿載して來る、予また深く之を意に介せず、稍ありて先生徐に口を開て曰く斯の如き危險は監獄の最も留意せざる可からざる所、若し火を運ばんと欲すれば宜く鐵匣を以てすべし、十能に活火滿載階段を昇降するは危險の最も大なるものなり、殊に況んや幼童の給仕を以て其の任に當らしむるが如きに於てをや、例ひ予が命ずる所なりと雖も給仕は宜く使丁をして其の任に當らしむべきなりと聽く者皆感を同じふす、而して後看守休憩所に到れば先づ火爐を檢し、其の爐中火を用ゆるの注意及爐の四圍の狀況及往々休憩室に於て見る所の敷居上に於ける煙草吸殼の炎點等に就て一々注意を下し、工場のまた火を用ゆる所に在ては火の運搬、罷役の際の注意、役後の監督法等に就て一々精細に問ふ所ありたり、偶々懲罰簿を見るに煙草犯則囚の少なからざるを發見し當局者に向て大に注意警戒を加へ火災の豫防に就て最も愼重に意を致したるもの〻如し、是を以て到る處の監獄必ず火災豫防の注意を喚起せられざるはなし、一日共に富士川を下る、河畔の笹小屋に火を失し忽ちにして烏有に歸す、舟中談ま た監獄火災に及び先生曰く我邦の監獄にして一朝火を失すればまた笹小屋の如かるべし、木造の朽廢頽實に火燄の好材料たらざるはなし當局者の火に於ける注意は須く周到ならざる可からず云々と、其の夜靜岡に着し新聞を檢するに恰も横須賀監獄火災の報あり、嗚呼先生の言遂に惡讖と爲りしか、之よりして予はまた一層火に於ける注意精細を加へたり、是れ實に先生よりして享けたる賜の一なりとす、固より巡遊隨行中先生の敎を被むりたる者二三にして足らずと雖も是れ實に予の感觸を强めたる所なりとす、尙其他の餘聞は明年の紙上筆を清めて更に會員諸君に願たむ　(別天生)

○亂暴墮落書生の犯罪

近時東京に於ては亂暴書生の犯罪を見ること日に益々多きを加ふるもの〻如し、青年の客氣斯かる非道に墮落し其暴を逞ふせんとするの行爲は惡みても尙餘りあるものと謂ふべきなり深夜婦人を脅かし多勢を恃みて弱者に暴行を加へ一官吏に抵抗を試むるなど如何にも醜痴なる所作を以て非道を遂げんことを試むるものにしてドウスル連白袴連何々倶樂部抔に姓名を列する者に取りては有打の

ことどもなり、書生なる假名は彼等に依て濫用せられ警視廳裁判所に於ても此假名の爲めには多少の手心を存したるや事實なり、少くとも此等の無賴書生を撲滅せんと欲せば一歩も假借することなく嚴重の制裁力を以て之に當るを要す、然るに從來此方針を採ることなく却て惡書生の行爲をして跋扈跳梁せしめたるの罪は未だ當局其の責を分たざるを得ず、聞く所に依れば其の筋に於ても今後斷乎に取締處分を施こす所あるべしと謂ふ、幸に能く其の効を奏するの時あるべきか

惡書生の跋扈は獨り我都市のみならず歐米都市に於ても近年著しく發生し其の害良行爲幾んど我邦の惡書生に髣髴たり、試みに彼等の容姿狀態を描かんか濠洲の一新聞は報して曰く

何人と雖も午後八時過メルボルン市の陰花狹衢を通行せんとする者は異樣なる風態を保てる一團を認むるを得べし蒼顏にして丈長く常に黑白相對の服を穿ち口に强き卷煙草を燻らしつゝ暗中を彷徨し銳眼を以て通行人を注視する者即ち是れ婦人を凌辱し警官を襲撃し日曜日に際しては殿堂說敎に妨害を加ゆるの徒なり云々と

如何にも東西好對の惡風と謂ふべし、三十有餘年間濠洲典獄の要職に居りたるヘンリー、エーホワイト氏は此等の青年囚に對するの處遇法を述べて曰く

惡書生の入監者に對しては予の信ずべき最良の方策は之を分房に拘禁するに在り分房拘禁は獨り初犯者に對して適用するのみならず種々なる階段を經たる者に對しても必要有効とす、唯長期間善行を保ちたる報酬として愼重なる注意監督の下に雜居勞務に服せしめよ、道德訓戒はまた此等の囚人にも適用すべきものにして惡書生の感化上最も必要なる事項とす而してきた過囚の方法をして成るべく長時的ならしめ監獄の以て長るべきを覺知せしむるを要すと

○監獄統計小票の取扱方並年報々告表調製に付注意事項

和田生

事物觀察の要具たる統計は其進歩の狀勢を別つて二となす一は社會的一般統計（行政統計とす社會的一般統計（行政統計にして此の範圍に屬するものあり）は其範圍廣且大にして統計の實質並に必要の未だ社會に周知せられざるが爲め比較上其結果は未だ幼稚の域を脫する能はず反之行政統計は施政の結果其資料たる記錄の整理機關の具備は勿論統計は夙に行政當局者の施政上に重用せられたるを以て其必要は周知せられ從て其進歩は彼れ

に比し著しき遲延あり今や行政統計は第一期を經過し第二期の事實蒐集方法の研究並に革新の時期に屬せり原來統計に從事する者の常に憂ふる處は材料の正確を得ざると統計編纂公布の迅速ならざるにあり之れ畢竟最新の事實を政務上の資料に供すること能はざるが爲なり尤も材料は中央集査の方法に依るときは無數の原票を中央の一局に徵集し之を調査分類計算し而して製表するを以て其統計は正確劃一を期し得るに拘らず勘なからざるを統計するに在るが故に比較的迅速に調製することを得此の一點は確に中央集査に優れりと雖ども其他の點に於ては彼に及ばざる遠し故に此地方分査の方法に依て勉めて正確なる材料を得るの道を攻究せざるべからず監獄統計に就ては明治三十四年初めて小票式を實施せられ地方分査の方法に依り三十五年々首に於て報告すべき統計材料は之れに依りて調製せざるべからず即ち初期に屬する小票の分類計査製表は假令小票の整理製表順序に大要を說述しあるに拘らず尙其細目の取扱方に就ては大に研究熟慮し豫め大體の方針を定め愼重の注意を以て之に着手せざれば無用の手數を要すること多く遺算なきを期し難し加之製表に就ては報告例改正後已に二回の報告を調製せるに拘らず尙表の精神を誤解するものあり又表に適算なく一見事實の如きも他の方面より觀察し所揭の數量は切實ならざるものあり或は又同一の元數を種別するに彼是一致を缺くものあり又手數を省略するが爲め表の橫欄或は縱項の一方にのみ精算を施すを以て縱橫の計數に符合せざるもの多し（此一事は甚だ輕易の如しと雖ども要するに統計主任者の統計上に於ける注意の厚薄を卜するに足るべきものならんか）

前述の如く小票の取扱上其法を得ざれば迅速に報告材料を調製すること難く且又製表の旨趣を誤らば小票の効果を失墜し訂正上再調を要し照會往復に幾多の月日を費し彼是の手數を重ぬるのみならず統計編纂の期を遲延せしむるの憂あり依て左に小票の取扱方並に報告表式の精神並に解釋に就き氣附の廉を列記して統計取扱主任者の參考に資せんとす

小票の運用は恰も郵便局員の信書を觀別すると均しく取扱の度數を重ね經驗を經るに從て自然と運用の妙を得非常に手數を省略するに至るべしと雖ども其初めに當りては他の經驗に俟つもの多し彼の小票用函の一區劃は各出入表の一事項を示す組織なるを以て此の員數を計算すれば即ち出入表の人員を表章することを得るは小票の整理製表順序

に說明せるが如し元來小票は一事項に付運用其法を得れば其他は總て之に準ずるを以て茲に最も多數にして最も主要なる新受刑者の小票の取扱方を述んとす此の小票を運用するに當りては其以前に於て左の三項の手續を履行するを要す

一　小票計査の開始以前に於て誤記脫漏又は不明の廉等の有無檢査のこと

二　小票計査以前に表式調製のこと

三　出入表調製のこと

第一　出入表より新受刑者の員數を罪名各表總計の最下欄に採錄すること

第二　四入小票用函の各區劃に二段或は三段の假り仕切を設くること

此の假仕切はぬきさしの出來得る樣成るべく薄き板（鐵葉板は最も妙なり）を用ゆるを可とす左すれば一區劃三階にして總計九十の小區劃を得べし（四階となすときは百二十の小區劃となる）

第三　罪名記載の小紙片を小區劃に帖付すること

此の一小區劃の左方に刑法章節の順序に從ひ節を以て罪名を記載したる小紙片を左方より順次右方へ帖付するを要す

第四　新受刑四入の小票を罪名刑に前項の相當欄に挿入すること

先づ男の新受刑四入の小票を採り正確に其罪名を區別しつゝ前項の相當區劃（挿入すべし此の一區劃の票數は即ち刑法の罪名に對する合計なるを以て罪名各表の合計欄に記入すべし

第五　刑名犯數年齡出生生育婚姻貧富敎育父母の有無職業宗敎の區分をなすこと

一小區劃の票は即ち一罪の合計にして此の員數は少數なるを以て他の函を用ひて之を刑名に區分し而して記入すべし之れ刑名表の內譯人員なり犯數に區分し記入すべし之れ犯數表の內譯人員なり而して尙此の再犯以上に付前罪を區分すれば前罪と後罪との關係表の內譯人員なり此の如く爲すときは一罪毎に身分に關する內譯人員を得るを以て順次之に準し計査を施すときは罪名各表の刑法男の新受刑四入の身上調査及前罪後罪の關係表の調査完結す茲に於て內容合計と逢算なきや否の計算を施すべし（茲に一の注意すべき事項あり即ち各罪各表尾の初犯再犯以上の調査なり之れは第五項に依り一罪毎に刑名年齡出生等の內譯人員計査の際に尙之れに對する犯罪を計査し別紙に罪名別に記載し而して其合計數を表尾に記入するものとす）

右の記入結了せば小票を初犯と再犯以上に區分し各一括として保管すべし而して女の新受刑四入の小票も亦男の小票の例に倣ひ計査をなすべし而して次に小區劃の左方の罪を條例名の紙片に帖り換へ男の小票の例に準し計査し罪名各表に記入すべし此の女並に條例違犯の小票も初犯再犯以上の二に區分し各一括とすべし（此の初再犯以上に區分を施すは再犯以上の小票に就き新受刑四入の罪名表調製後出監後再犯時に至る期間表と前犯出監時の賃表計査の必要あればなり）

右の條例違犯者の小票計査に當り一の注意すべき事項あり即ち森林違犯なり此の罪には禁錮罰金併科の者あり其罰金換刑者の小票には新受刑者に要する年齡以下の記入なきを以て刑名表調製の際に限り之に計査し犯數表以下の計査の際には之を除去せざるべからず

前述の如く各表の調製上小票の運用には必ず函を利用すべきことを忘るべからず之れ最も注意すべき要件なり要するに一は散逸を防き一は見出により小票の種類を知り一は一度正確の區分を施せし以上は小票記載の事項を觀るの勞なく其小票の員數を計算して直ちに表に記入し得るの便あればなり

報告例

報告例表式には多くは常態に屬する事項を揭載せるを以て若し異例に亘るものありたるときは特に一項を設けて揭載し尙備考に其顚末を說明し決して異種類の員數を混同せしめざるの注意は統計取扱者の常に服膺すべき要件なり

四入刑事被告人懲治人別房留置人乳兒の出入表

出入表に就き注意事項

一前年より越人員　本項は前年末日の午後十二時に現在せる人員にして本年一月一日に繰越したる者には必ず前年報告の同表十二月末日現員と符合せさる可からず

一死亡者　名籍原簿より小票に轉寫したる死亡者は醫務所に於て調製する病名表の死亡者と必ず同數たらざるべからず

一十二月末日の現員　本項は在監人一ケ年間の異動を加除したる殘員にして月報十二月々末在監人員表の員數と符合せさるべからず

一拘禁延人員　本項は最少日の人員に三百六十五日を乘したる數より少なからず最多日の人員に三百六十五日を乘したる數より多からさる員數にあらされは正數と見認ること能はず

一最少日の人員　本項は比較少數を示すものと雖も若し在監者の現在せさる日あるときは「——」を塡充するを要す

出監刑事被告人滯獄日數表

本表は刑事被告人の入監時より判決確定に至る間獄の長短を調査するの精神なるを以て判決確定して出監する者別ち死刑、徒刑以下受刑、放逐並に判決確定に至らざるも貰付、保釋となり出監したる者の五項人員を表章すべきものにして刑事被告人出入表の右五項人員と必ず符合すべきものなり故に病死逃走他管へ押送の出監者は加算すべきものにあらず但樣式の說明の如く他管よりの押送者にして前五項の一に該當したる者は入印を附し別記し控訴上告者にして前五項の一に該當したるときは朱書すべきものとす此の朱書並に入印の人員は墨書外の人員に付此の三者を合すれば即ち前記の五項人員に該當するものとす

新受刑囚人の罪名及刑名

一本表は刑法並に諸條例諸規則違犯に依り處斷せられたる者の罪名と刑及刑期との關係を知るの旨趣にして誤判にあらざるよりは必ず規定の制裁と矛盾すべきものにあらす故に製表は必ず其制裁を刑法並に諸條例と對照檢査ぜざるべからす今左に最も誤り易き罪名に對する刑名を擧ぐ

身分詐稱罪に(重禁錮)　過失殺傷に(重禁錮)
遺失物埋藏物に關する罪に(附加罰金の換刑)(陸海軍刑法違犯の召集不應罪は各其條例に加算するものとす)
陸軍召集條例に(輕禁錮)

明治二十三年法律第九十九號屋外窃盜に(重禁錮六ヶ月以上の刑期)

一本表の總人員は囚人出入表の新受刑者と符合すべきものとす但し森林法違犯者にして禁錮罰金を併科せられたる者の內罰金を換刑せられたる者あるときは重禁錮並に主刑罰金の換刑欄に各一人と掲載すべきものなるを以て符合せずと雖も其併料人員は必ず備考に附記說明せざるべからす

一附加罰金換刑の欄總計の內容に於ける初犯と再犯以上との區別は主刑に對する犯數を掲くべきものとす

新受刑囚人の罪名及犯數、年齡、出生、生育婚姻、貧富、教育、父母の有無、職業、宗教の各表

一各罪名表は囚人出入表の新受刑者に就き其罪名と身上との關係を表章するものなるを以て其總數は囚人出入表の新受刑者と同數ならざるべからざるのみならず各罪名に對する員數は各表共符合すべきものとす

一初入者にして二罪以上引續き執行に係る者は二罪共に初犯として記入すべきものとす再犯以上の者亦之に準ず但し刑の執行中犯罪により引續き執行したるものは此の限にあらず

新受刑囚人再犯以上の者の前罪と後罪の關係表

一本表は再犯以上の者の罪名と前犯出監時の罪名とを對照比較すべき旨趣なるを以て初入者にして二罪以上引續き執行に係る者の如きは再犯者として本表に揭くべきものにあらず再入者にして二罪以上引續き執行の者は共に再犯者とすべきものとす

一本表の總數は新受刑囚人の罪名及犯數表の再犯以上の員數と必ず同數たらざるべからす罪名に對する內譯人員亦同じ

出監後再犯時に至る期間と前犯刑期表

一本表は再犯以上の入監者に就き前犯出監時より再犯時に至る期限の長短並に犯數と前犯刑期の長短とに如何なる關係を有するかを知るの旨趣なるを以て前表に說明せるが如く初入者にして二罪以上引續き執行の者は揭くべきものにあらず但し前記二罪以上引續き執行したる者は通算したるものを以て刑期とするものとす

一本表の各期間における初犯と再犯の合計數は新受刑囚人犯數表の再犯者と、再犯と三犯の總數は同表の三犯者と其他の合計數は同表の四犯以上の者の員數と符合し其總計員は再犯以上の者前罪後罪の關係表の人員と同數たるべきものとす

新受刑囚人再犯以上の者前犯出監時の貸表

一本表の刑期は前表說明第一項の但書の如く前犯二罪以上引續き執行したる者なるときは通算したるものを刑期とすべきものに付其人員は前表の刑期別の人員と必ず符合すべきものなり

放免の囚人表同体裁表

一右二表の年齡は共に入監時の年齡に從て調査すべきものにして其体量は必ず囚人表の人員に對する入監時出監時の体量ならざるべからず故に製表は必ず人員を以て体量を除し假りに平均一人の体量を觀察し之れに依りて製表上の員數の正否を檢査するを要す

新入懲治人入場の因由及懲治期限等の關係表

一本表は懲治人出入表の新入者に就き入場の因由及懲治期限等の關係を調査すべきものに付其人員には出入表の再入者を合算すべきものにあらず

在監人病者死亡者病名表

一本表の病者とは一年間の發病者並に患者(これ書すべきもの)にして投藥したる者は總て揭載すべきものとす假令は一月胃加答兒を患ひ投藥の上全快後三月再び同病に罹り投藥したる類は二人と計算するの謂なり然れども其投藥に付一の注意す

日數項の死亡者は一ヶ年間の總死亡者を掲ぐべき者なり但入監當時の病者にして死亡迄引續き病者たりし者あらば第一項に掲ぐべきものとす

一年齡月別の二項の病者は病名表の墨書人員と符合すべきものにして死亡者は死亡總數を掲ぐべきものとす

○獄事短話

別天生

一、今回の典獄交迭は實に未曾有の大變更であつた、震動の大なる割合に暮武者の拗なかりしは先づ結構と謂はなければならぬ、休職の四人何れも病氣其の他一身上の事故に基いてあると謂ふことなれば予は寧ろ慶する次第である、併し斯く轉任の多きは寔に意想外の感に堪へざる議で如何なる事情あるかは知らねど、單に監獄行政の性質の上より之を見れば轉任の頻繁多大は決して喜ぶべき現象とは謂はれぬ、治獄の業の如き須らく一地方に五年以上(少くとも)の日子を假すに非ざれば其の成績の如何は卜し難きものである、朝に任地を轉じ其席の未だ睫かならざるに早や去て他に赴く杯との鴻雁燕來の生活は成るべく避けしむる樣にして貰ひたい、甚だしきは一年餘に三人を易ふが如きは頗る極端なりしを以てなりと、然り、最初の巡遊後の思想は以前に比すれば大に渾熟發展の跡あるを見にき、亦殆んど二年間の留學巡遊なれば必らず爾かなかる可からずと雖も予は第二回目の巡遊後尚大に此感なくんばあらず、殊に先生の近狀重きを社會防衛主義に置くもの〻如し、非敷兎に角二回目の巡遊は日子の極めて短なる割合に先生の思想の上に就ては大なる變遷ありたるもの〻如く認めらる蓋し一般學說の傾嚮然らしむる所なりとは謂へ二回目の巡遊は一層眼孔をして濶大ならしめたるの感あり遠慮なく後學をして先生の近狀を評せしむれば先づ斯の如し、先生私かに首肯する所ありや否や

四、今日の監獄官吏は多くは封建制度の下に其の思想を養成せられたるものか否らざれば少くとも其品性を稟けたる子弟である、從て概して廉潔の氣風があると謂つても宜い、併しながら此美風は漸次消却する傾向を現はして來て居るのは頗る遺憾である、上級官吏の監守盜若くは下級官吏の賄賂收受或は在監人との內通等は漸次其の數を增して來る樣に見へる、世紀の進むに從ひ武士は食はねど高楊枝の氣風の冷却するは蓋より免かれざる所なるが而かも亦嘆すべきである、實は監獄主管省の變更に就ては地方の政變を避けて局外安穩なる監獄事業に身を委ぬる上に便宜であると謂ふ思想を以て多少の同情をも表して居つたのに今回の大更迭は事實の上に吾人の私かに懷抱せし思想をして誤想空想たらしめた、勿論更迭に就ては種々の相當なる事情ありたることなるべきも、單に監獄事業の性質より之を見れば慥かに轉任の斯く多きは悲むべき現象を呈して居ると謂はなければならぬ

二、小河先生の獄事談は近時予の愛讀しつ〻ある所のもの、序文にも謂へる如く本書は必ずしも新稿に非ず、內には幾多の雜誌に散見したるものを集輯せりと、然り、先生の論稿は監獄雜誌のみならず國家學會雜誌社會雜誌等にも夫々散見したることがあるが併し今再び之を讀むに迨んで本書の新なるが如く更に新稿たるの感想を保たしめ之を味へば味ふに從ひ自から趣味の溢るゝが如きものあるを覺らしむるは寔に先生の先生たる所以である

三、獄事談の序文に曰く

其の(本書編纂の)特に明治三十年を以て限界となしたる所以のものは恰かも同年は余が第一回目の歐洲巡遊より歸朝したる時にして獄制に對する思想の上にも多少變遷を來たしたるの機會

べきものあり卽ち精神病肺結核病者の如き者にして一時投藥を中止し再び投藥を開始したる場合と雖も其疾患の治癒せさる間は一人と計算すべきものなり

一本表に就き尙一の注意すべき事項は變症に依りたる死亡者を死亡原因たらざる病名の項に記載すること之なり假令は淋病に死亡者あるが如し之れ疾患の當初は淋病たるべきも直接死亡原因は必ず他の疾患たるべしと思考す若し果して然らば病者同延人員死亡者共變症時より當該病名の下に別記し備考に其事由を說明するにあらざれば素人の觀察に依るも尙奇異の感あり況や當局者をや必ず調査の粗略杜撰の譏を免かれざるべし

在監人病者死亡者日數年齡月別表

一本表日數項の病者とは入監以來疾患したることなく本年始めて病に罹りたる者を云ふ而して入監時より發病時に至る期間とは其患者の入監當日より本年發病日迄の長短を區別すべきものなり故に入監後前年以前に一度病者となりたる者は決して再び調査すべきものにあらず又入監當時病者たりし者は本表第一項に記入し日數項に合算すべきものにあらず且此者は全快後病に罹ると雖とも日數項に併算すべからず

とである、由來我國の官吏は廉潔と謂ふ一點に於ては歐米諸國に比して大に誇稱するに足ると思つて居たが、これすらも漸くにして最も忌むべき汚習に染まるやうでは誠に困つたことと謂はなければならぬ、勤勉の點に於て彼に讓り誠實に於て彼に讓り熱心に於て彼に劣り唯剩す所の廉潔にしてまた斯の如しとせば抑々また悲むべき狀態と謂ふを憚らぬ、殊に斯道に從事する者は互に相戒飭し十分に清廉潔白の氣風を涵養することに努むるの義務あるものと心得なければならぬ

五、ハワード氏の奮然起て身を斯道に投じたる所以のものは其當時に在つて痛く監獄官吏の品性の墮落に基ついて居る、當時の監獄官吏は寔に一定の俸給を受けて居らぬ、從て賄賂は盛に行はれ彼等は之を以て唯一の生計の根據と爲したる譯である、氏は此有樣を見て囚人を救はんとするには先づ以て官吏を救ふこそ最先の急務と爲し一定の俸給を給することに努めた、日本の昔時の監獄も亦之に外ならぬ、地獄の沙汰も金次第の句は能くその弊風を顯はして居る、亞米利加の現時の監獄の欠點も亦茲に胚胎して居るだろうと思はれる、兎に角監獄官吏の間に賄賂收受の弊が行はれるとすれば是れ由々敷監獄の一大疵瑕であると謂ふことを憚からぬ

六、巡查看守恩給法の改正發布は少くとも看守諸君の同情を得たことであろうと信じて居る、然るに今回二三の地方を巡回して見ると往々之に向つて不平の聲を聞くことがあつた、其の言に曰く、恩給法は自己の便宜に依つて退職すれば其の恵に浴することが出來ぬ、給助例は此點に就て餘かに寛容であつた、是れ實に看守者の不便を訴ふる所であると、或は然らん兎に角に腰掛に看守の職を奉ずる者に向つては極めて不便である、恩給法は腰掛官吏を保護する爲めに設けられて居る規定でない、正實に殆んど終身の職として此繁務に當る者に酬ゆる所の途である、此の言を理解したならば予は看守諸君の毫も不滿を訴ふる點がなからうと思はれる、寧ろ歡迎すべきものであると謂ふことが譯かる

七、日曜日就役問題に就ては兩三月前の雜誌にも大分論戰があつた樣に見受けられるが要するに此等戰も典獄會議の折大臣の演說に依つて十分に解決を與へられて居る即ち作業の爲めに敎誨敎育を怠せにする樣に爲つては相成らぬとの訓示は慥かに日曜日問題を說明して居る、ろこで日曜日は如何にして最も能く之を利用することが出來るかと謂ふに、先づ午前は總囚敎誨の爲めに費し、午後は年齡三十歲以下の囚人に敎育を授けることが宜からうと思ふ、勿論入浴書信辭狀等の雜務は此日に行ふべきことは當然である

八、典獄の面接は是非各監獄とも之を勵行せられんことを望むのである、面接は囚人をして安んじて獄則の下に信服せしむるの念を惹起すの基にして且又之に依て官吏は囚人の性情個人的關係を詳悉するとが出來るからである、巡回の當時往々情苦を訴ふる者に接したるに其の言ふ所は固より信ず可からざるも對談數刻にして彼等の性情は躍如として身分帳と共に活動するものある を覺へた、唯時間切迫の爲めに止むなく彼等の訴ふる所のものを聞くに止まりしを惜むのみである、その訴言一にして足らずと雖も內に典獄若くは二課長殿に面謁を願ふも擔當看守の阻む所となり遂に面接を得ず、依て止むなく巡閱官殿に訴ふるのである抔との言もあつた、少くとも彼等の面接に依つて所信を吐露せんとを希望するの念慮亦憐むべきものである、一小天地に屏息する者官吏を賴みに此世を過ごす、相遇ふて所信を語り善後策を講じ希望をも述べて見んとは長の年月必ずや彼等の感想に浮ぶともあるべし、之を阻遏するとは何者の無情ぞ、加之其の性情を熟知する上に於て必要とせば豈一週一日の時間を惜むに足らむや、面接をして頻繁ならしめば頻繁なるだけ益々囚人の適正を得るに庶幾しとでも謂ふべきか、兎に角各監獄とも一層之を勵行せられんことを望むのである、

海外思潮

(英國ハワード協會報告)

○囚人の訓戒及處罰

從來ハワード協會は犯罪の防制及其處分法等に就て討究通信敢て怠らざりし所なり、然れども各地の通信を集むる上に於て別に職員なるものを置かず又之が爲めに費消すべき經費を存せざりとて漫に個人の訴言に聽くこと未だ曾て有らざる所なり此の如きことは固より協會の主要なる職務に非ず個人の愁訴に耳を假し之を摘發批點し徒らに波瀾を起すは協會の固より好む所に非ずと雖も面かもまた或審査すべき事項を當局者の前に呈出し或は之を印刷頒布し若くは議會議員の助力を請ふが如きは協會當然の任務なりと信ず、是と同時に出獄囚の陳述は之を紹介するの前に愼重なる注意を要せざるを得ざるなり往々にして不眞實なる言を

吐露し或は自ら爲にする所あつて故意に事實を捏造するの虞あればなり

此の頃我協會の前に呈示せられたるものは少なくとも事實を包含するもの〻如し即ち瘋癲白痴と認められたる囚人に對し現行法の規定に從ひ減食の處分を施こしたること是なり減食處分は一回のみならず或囚人に對しては數回之を行ひたり其姓名詳細の事情等を知るも今は玆に單純の事實を揭記するに止めむ

此點に關しハワード協會は內務省當局者に向て調査せられんことを要請し從つて得たる回答書左の如し

監獄事務官は今其の事件の發生したりと稱する監獄の從來の取扱方を熟知するの任に在りて之を想察するに此の如き不仁道の措置は地方監獄に於て採らざるべきことを確信す然れども亦之に反したる事實なしとせず

調査したるに全く予の確信を強むるに足るものあり最近六箇月の內に此瘋癲白痴の種族中半數以上は實に一回の反則行爲だになし且また當該官吏は何れも親切に之が職務を執行したることを認めたり

此回答は毫も調査の要項を說明したるものに非ざるを慨とす例へば發狂者心神耗弱者にして無禮の言語を吐露したるとき現行法に依り官吏は職務として之に處罰を執行したるの事實及此の如き處罰は一年間十三日より十五日に上ぼり時々執行せらるゝことありとの事實は今尙要領を得ざるなり

健康囚に對しては予輩何等の疑問を提出する所あるを見ず故に一般囚人の處遇法に就て彼是云爲するものにあらず

近年監獄管理法に就て著しき發達進步を見たりと雖も本協會は心神耗弱者若くば其の疑ある者に對し不正なる紀律を勵行するの現行法は不當なるものなることを斷言せんと欲す

今瘋癲院及刑事瘋癲院の病者にして前例の如く暴言を吐露したるときは處分法を見るに極めて正當なる措置を採り居るもの〻如し協會幹事は此頃蘇格蘭のパースに於ける刑事瘋癲院を訪問し院長と共に院內を巡視しつゝありし際一患者は愚弄の擧動を以て院長を揶揄せり而かも院長は何等の酬ゆる所なく悠然知らざるもの〻如く爲せしかば患者は終に止むなく其場所を去れり此等の四面周圍は寔に殺人犯者其他の强暴なる性質に屬する犯人にして彼等の行爲は自から抑制することを能はざる意思の薄弱者にして從て他人に妨害を與へざる限りは無責任の行爲として之を放擲し唯僅かに場合に依り訓誡を以て諭示することあるのみ暴言に酬ゆるに沈重溫順なる言語を以て訓諭し或は默して何事をも發言せざるは最良の敎訓にして遙かに減食其他の處罰よりも有效なりとす、同樣なる管理法は尙英格蘭に於けるプロードムーア愛爾蘭にあるダンドラム刑事瘋癲院に於てもまた之を見るを得べし

而して尙予は當局者に勸奬せんと欲す囚人にして相當醫師の檢診を經たる後精神耗弱者若くは癲癇（瘋癲者）と宣言せられたるときは例ひ監獄內に收容するとは謂へ瘋癲院に於ける處遇法と同一なる規則に依て監督を加へられんこと是なり

此點に就ては尙十分に監獄事務官の再考を煩はし且併せて內務大臣の注意を要すべきものとす

○訓誡、殊に少年に對する訓誡

訓誡は獨り精神耗弱者發狂者に對して處罰よりも有效なるのみならず普通囚人に在ても尙適切なる處遇法の一とす

正義仁道を以て一般囚人を御すれば少なくも其禮節に發憤し善行を保持せんことを決心するに至る失望墮落の淵に沈淪せしめ自暴自棄に陷らしむるは策の得たるものにあらず

蘇格蘭の一囚人其の性情極めて獰惡兇悍御し易からず、然るに一朝にして紀律的溫順の者と化するに至れり其の何等の原因に出てたるやを知る能はずと雖も其の效を奏したること慥なからずと謂ふ、例へばダンデーに於ける檢事フヰスカル及警部長ダヴヰット、デアー氏の如き其の一人なり不良少年の微罪の窃盜其の他之に類する罪を犯したるときは犯人及其兩親を警察署に召喚し秘密に且嚴正に訓戒を施こせり若し兩親にして訓戒を喜ばざるときは感化院及工業學校に犯人を送付するものとす、同樣なる方針はアバーデーンの裁判官及警部長にも亦採用せらるゝ所なり

* * * *

マサッチユーセッツ州の有力なる當局者は曰く眞正なる官吏は罪惡の人を譴して善良の民たらしめんことを努むるに在り、各監獄官吏は若し眞に監獄官吏と稱すべくんば必らずや感化力を有する官吏ならざる可からず、世界廣しと雖も罪惡の人を矯正せしむる程高尙なる事業他にまた求む可から

ず

○未成年者犯罪條例

千九百年の議會に於てヒーヤフオードのジエームス侯はライ及ノートン兩侯提出の未成年者條例を再び紹介し終に上院の議決を經たり然れども不幸にして下院二讀會の際未成年犯罪者に鞭笞を科するの條項に就て二派の議論起り或は監獄に送附するよりは鞭笞は遙かに恩惠なりと維持し或は之を不法と稱し辨難攻撃火花を散して互に相戰へり議決投票の近づくに迨んでや內務大臣は反對者を和げんと欲し終に本案の死亡に同意せり

該條例はマサチユーセツツ（プロベーション）に於て長く行はれたる執行猶豫及適當なる範圍に於て兩親の責任負擔を勵行せしむるの條項を含み此等の二原則はハワード協會の久しく唱道する所にして議案若し法律と成るの日あらば蓋し犯罪の防制上極めて有効なりしを疑はず、兎に角議案の廢滅は國家の爲め不幸と謂ふべきなり

然りと雖も議案中鞭笞に關する條項は餘り過度に失したるの嫌なき能はず此點は寧ろ反對者に同せざるを得ず、ハワード協會の委員は該案の爲めに內務大臣に建議して十歲以下の幼年者に對しては鞭笞の適用を禁遏すべき旨を提唱せり

プロベーションオフヲーヲー監督官吏及兩親の責任に關しては最も重要なる條項なるを以て多少の改訂を加へたる後次期議會に提出せられんことを望む

下院議員ビクトン氏は幼年者の入監に反對し該案維持の爲めに演說して獨逸に於ける怠情御し難き徒を收容する刑罰學校（スプラーンジユーレン）の成効を說明せり、此等の學校に於ては遊惰を禁し且兒童間の談話を制遏せり先づ初犯者に向ては一週間の期間留置の宣告を與へ尙囚人にして再犯するときは二週間若くは尙多くの期間留置收容す、ビクトン氏は尙、鞭笞に比し其意見を記して曰く一週間幼童の遊情及談話の禁止は實際の効果を比較するときは遙かに有効なりと然れども氏は入監よりも尙鞭笞を撰べり

之を概言すれば未成年者犯罪條例は甚だ必要たるを疑はず少くとも之に依て有害强暴なる壯士の我懲を抑制し得べきに本案の死滅は再び倫敦の東南に於て幾多の災害不幸を見るに至るべきなり、壯士暴行の胚胎は全く未成年者に短銃を發賣するに在りとす、此の未成年者に短銃發賣の禁止及未成年者に鞭笞を科することの二法案は實に緊切必要なりと雖も眞個に慈善仁道を解せざる徒に依て反對せられ却て益々犯人をして一層の猛惡を逞ふせしめ犯人並に社會に不利を來すの結果を招致するに至るべきは寧ろ嗟嘆すべきに非ずや

鞭笞は青年の惡風を禁遏するに必要なりと雖も此惡風胚胎の原因を杜絕するは最も急務なりとす、怠惰、兩親監督の怠慢職業の欠乏及体質發育の不完全等は即ち此等の原因の一にして廳舍不十分の爲め判事は其の收容を避け從て等閑寬漫に付したるの事實も亦之か原因の一たるを失はず

○看守の恩給に就て

下級監獄官吏は他の行政官と同じく四十年間在職するに非ざれば三分の二の退職恩給を得る能はず、彼等は常に之が爲めに愁訴し漸く將さに內務大臣の注意を喚起するに至らんとす

普通行政官を見るに四十年間勤續在職せる者百分中二十八人なりとす然るに看守に在ては其の比例

統計

明治三十四年十月末日現在全國在監人員表

		三十四年十月末日	同　九月末日	三十三年十月末日	前月ニ比ベ		前年ニ比ベ	
					增	減	增	減
四	人	五〇、一七二	四八、九八二	五〇、七五四	一、一九〇			五八三

零なりとす、普通行政官吏の勤續平均年數は三十三年なりと雖も看守に在つては僅かに二十一年にして其の差實に十二年なりとす、斯の如く區別の存ずる所以のものは全く看守職務の繁劇、單調、幽閉の性質あるに依らずんばあらず

是を以て彼等は四十二年間の勤續を經て三十年と爲し從前の如く在職俸給三分の二の恩給を得んことを要請せり、此要求は最も至當にして多分政府は之を以て議會に提出するに至るべく議會また協贊の任を竭くすべきを信じて疑はず

最近の官廳報告に依れば監獄巡閱官は三人何れも一致して看守恩給年限の改正を最も熱心に唱道しつゝありと謂ふ

明治三十四年十月末日現在全國在監人員表

刑事被告人	懲治人	別房留置人	乳兒	合計
八、四九七	一五一	八八三	一〇一	五九、八〇三
九、一四六	一五三	八四〇	一〇八	五九、二一八
六、九五一	一六一	七五六	一〇五	五八、七二七
		四三		五七五
六四九	二	七		
一、五四六	一〇	一二七	四	一、〇七六

人員	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計	三十三年十月末日現在	比較増減	延人員	一日平均人員
東京	一、三〇九	一三	一三六	四	四、四三	一、四〇三	三〇	四、八一	一、七四
大阪	三、二〇九	八	九一	九	二、四九六	一、六六二	三〇九	四、九三	一、七四
神奈川	一、一七二	一三	三〇	一	一、二六六	一、一六六	一〇〇	一、二七八	四一八
兵庫	一、九三二	一四	三〇	七	二、三五五	一、三一一	一八一	二、四一〇	八一九
長崎	九四四	一七	七七	四	一、一四五	九七一	一七四	一、一四五	四一九
新潟	八九六	四	八	一	九七七	一、〇一七	一一〇	一、〇一七	三七〇
埼玉	一、〇一〇	二	八	一	一、一二一	一、一八一	六〇	一、一二一	四一八
群馬	一、一八九	二	七	二	一、三二一	一、四二九	一〇八	一、三二一	四八一
千葉	八七九	四	八	三	一、〇八三	一、一八一	一〇八	一、〇八三	三九七
茨城	一、〇八一	三	一五	二	一、一四八	一、一八一	三三	一、一四八	四一七
栃木	七九九	二	九	二	八八一	九二四	四三	八八一	三二三
奈良	三三九	一	七	一	四〇八	五〇九	一〇一	四〇八	一四九
三重	九四四	一	九	一	一、〇八八	一、一五六	一〇八	一、〇八八	三九七
愛知	一、九〇三	二	一〇	七	二、一四九	二、二五六	一〇七	二、一四九	七八六
静岡	九〇〇	一〇	一〇	二	一、〇〇二	一、〇四一	三九	一、〇〇二	三六六
山梨	三九八	二	一	一	四四二	四五九	一七	四四二	一六一
滋賀	三九二	一	一	一	四四三	四五九	一六	四四三	一六一
岐阜	八九九	一	一	一	一、〇四二	一、〇八一	三九	一、〇四二	三八一
長野	一、一三二	四	九	二	一、三四八	一、三九二	四四	一、三四八	四九一
宮城	一、〇八一	一	一二	二	一、一九六	一、二三一	三五	一、一九六	四三六
福島	一、一四三	三	一四	三	一、一六三	一、二〇九	四六	一、一六三	四二七
岩手	四三三	一	一	一	四五五	四七一	一六	四五五	一六七
青森	二四五	一	一	一	二五七	二六一	四	二五七	九四
山形	六四〇	二	六	一	六四九	六七一	二二	六四九	二三八
秋田	六一	一	三	一	七五	七八	三	七五	二七
福井	九〇	一	八	一	九九	一〇二	三	九九	三六
石川	四六	一	一〇	一	五八	六〇	二	五八	二一
富山	二三	一	三	二	二九	三〇	一	二九	一一
鳥取	六〇	一	一	一	六二	六四	二	六二	二三
島根	六〇	一	七	一	六九	七一	二	六九	二五
岡山	一、〇九	一	一二	二	一、一四	一、一七	三	一、一四	四一八
広島	一、一三	三	一八	五	一、一六九	一、二〇九	四〇	一、一六九	四三五
山口	九四	一	一四	一	一、一〇	一、一四	四	一、一〇	四〇七
愛媛	一、一三	一	一三	一	一、一八	一、一六	二	一、一八	四三七
香川	九七	一	九	一	一〇七	一一〇	三	一〇七	三九一
徳島	一、二七	一	一一	一	一、三九	一、四二	三	一、三九	五一一
和歌山	七九	一	一一	一	九二	九五	三	九二	三四一
高知	八一	一	一六	一	九八	一〇二	四	九八	三六一
福岡	一、四三	一	一八	二	一、六四	一、六九	五	一、六四	六〇一
唐津	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
熊本	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
鹿児島	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
宮崎	六〇	一	一	一	六二	六四	二	六二	二三
大分	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
佐賀	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
長崎	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
熊本	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
鹿児島	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
沖縄	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一
計	一、〇九	一	一二	一	一、二二	一、二六	四	一、二二	四五一

○前表在監人員ノ中外國人ヲ國籍區分スレハ左ノ如シ

國別	男	刑事被告人	女	計
清國	二九	四	二	三
韓國	三			三
英吉利	一			一
佛蘭西	一			一
北米合衆國	六	四		六
露西亞	八			八
獨逸	一			一
印度	一			一
諸國	一			一
計	五一	四	二	五一

明治三十四十月末日全國四人刑名別本年十月末日現在

刑名	男	女	計	本年九月末日現在	前月比較增△減
無期徒刑	八九二	五五	九四七	九三二	一六
有期徒刑	三一、一九五	二五八	三、四五三	三、四六三 △	一〇
有期流刑	五	一	五	五	
重禁錮七年以下	三、七八〇	六一三	四、三九三	四、四〇八 △	一五
輕禁錮七年以下	三、一一六	三三〇	三、四四六	三、四三四	一二
重禁錮五年以下	一〇七九	二一二	一、〇九一	一、〇八二	一十
輕禁錮五年以下	五一、一三二	一一二	五、二四四	五、三〇五 △	六一
重禁錮三年以下	九、〇〇八	三四五	九、三五三	九、二八七	六六
輕禁錮三年以下	五、七五五	二五六	六、〇一一	六、〇〇一	一〇

國別	北海道集治監	本州集治監	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道	沖繩縣	鹿兒島	宮崎	熊本	賀	佐	大分	計
清國	七七	一、〇八〇	一、四二一	五八〇	一、一六六	一、一八一	三五五	六二一	四九八	八九九	四五五	五五五	五三八	二、七三一
韓國	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	九五
英吉利	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佛蘭西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北米合衆國	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
露西亞	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
獨逸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
印度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
諸國	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

○十月分上訴人員調

區裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴院所在地ノ上訴者	地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴院所在地ノ監獄ヘ月末押送未濟ノ者	控訴院ノ判決ニ對シ上告破毀ノ上移サレシ者	月末現在上訴人員 十月	前月ニ比シ増△減	拘留	禁錮 六月以下	禁錮 一年以下六月以上	禁錮 三年以下一年以上	禁錮 五年以下三年以上	禁錮 五年以上	禁錮 計	罰金科料	再犯以上	合計
東京控訴院管内	二四	五一	一五〇	四五	六一〇	六〇五	五	一	二四	四八	一四三	七一一	九二七	七五八	一一、一二七
大阪控訴院管内	二六	二	△一	三	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一、九九九
長崎控訴院管内	一七	五	一二二	一五四	一八	二	三二二	一	二	一	一	一	一	一	三四、一〇〇
名古屋控訴院管内	七	四三	三七	一一五	×一	一	一	一	一	一	三	三	三	三	一、八六八
宮城控訴院管内	一七	二九	三四	二一八	八	一	一	一	一	一	三	二九	三六	四	九一一
廣島控訴院管内	二	二四	三一	二一五	一〇	一	一	一	一	一	三	一	一	一	九六五
函館控訴院管内	三	四四	八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、三二四
合計	九六	二四七	五一四	二六六一四九四	一五三	二	三	一	二	一	一四	一四	一	一	三、三二四

區裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴院所在地ノ上訴者	地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴院所在地ノ監獄ヘ月末押送未濟ノ者	控訴院ノ判決ニ對シ上告破毀ノ上移サレシ者	月末現在上訴人員 十月	前月ニ比シ増△減	拘留	禁錮 六月以下	禁錮 一年以下六月以上	禁錮 三年以下一年以上	禁錮 五年以下三年以上	禁錮 五年以上	禁錮 計	罰金科料	再犯以上	合計
東京控訴院管内	二四	五一	一五〇	四五	六一〇	六〇五	五	一	二四	四八	一四三	七一一	九二七	七五八	一一、一二七
大阪控訴院管内	二六	二	△一	三	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一、九九九
長崎控訴院管内	一七	五	一二二	一五四	一八	二	三二二	一	二	一	一	一	一	一	三四、一〇〇
名古屋控訴院管内	七	四三	三七	一一五	×一	一	一	一	一	一	三	三	三	三	一、八六八
宮城控訴院管内	一七	二九	三四	二一八	八	一	一	一	一	一	三	二九	三六	四	九一一
廣島控訴院管内	二	二四	三一	二一五	一〇	一	一	一	一	一	三	一	一	一	九六五
函館控訴院管内	三	四四	八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、三二四
合計	九六	二四七	五一四	二六六一四九四	一五三	二	三	一	二	一	一四	一四	一	一	三、三二四

△印ハ數月滯獄押送未濟ノ者ナリ
×印ハ上告破毀ノ上他管ニ移サレ月末押送未濟ノ者ナリ



○茨城縣保護會への寄附

此程本願寺派本願寺より五百圓茨城縣保護會に向つて基本金の一部として寄贈せられ、同地方裁判所長小澤甚市氏より五拾圓寄贈したり、同氏は頃ろ令閨を失ひ親戚知友より多くの香奠料を受けたれども舊慣に從ひ一々返禮するが如きは無益の費用と爲し此保護會に向つて寄贈せられたる次第なりと謂ふ、洵に美擧と謂ふべし、就ては同會總裁河野忠三氏よりも此程銀杯一個に禮狀を添へ同氏に寄贈せられたりと謂ふ

○愛知慈惠會

去三十三年十一月を以て愛知縣出獄人保護會なる名稱を愛知慈惠會と改稱し同時に縣堂檢事長會長に、檢事正、川上書記官、森典獄、小川警部長の四氏副會長の任に當り專ら同會擴張に力を盡せ免囚の少年に對しては感化を與ふることに努めて一方免囚の可憐なるものを保護しつゝあり既に改稱以來此擧を贊して入會するもの頗に增加し目下五百餘名の會員を有するに至りしが今回大谷派より特に南條博士を派し愛知慈惠會擴張に付き大法主消息柄露式を擧行する事となりしを以て客月三十日正午十二時より當市下茶屋町大谷派別院に於て、十二月一日正午十二時より三河岡崎別院に於て右大谷派大法主消息披露式、會員死亡者追弔法

要、同會擧張演說會等を執行せり

○福鎌名古屋地方裁判所檢事正の談

我國維新前に在ては一度誤て刑に觸るゝものあれば社會淘汰の主義を以て之を公衆と隔離するの政策を取られしも維新後萬國交通の道も開かれ歐米諸國の例に則り犯人所遇の方針を改められ專ら感化誨善之方法を設けられ各監獄に敎誨專務の吏員を置き專ら人道を說示して反省悔悟の發情を促し其効に因て滿期出獄の期に至れば天性の美質に復歸するもの甚だ多し然るに社會公衆に在ては依然舊時の陋習を脫せず一と度繫獄の身となりし者を遇するに其犯罪原由の情狀と其悔過歸善との有無に關せず只管之を排斥して齒ひせず折角敎誨の効に因て眞心に復歸したるものも出獄放免せらるゝや寄るに家なく賴むに人なし於茲一と度暗雲の去りたる眞如法性の月も是が爲め又黑雲に掩はれ光りを失ふが故に再度罪を犯すに至り如斯するもの再三遂に習慣感化すべからざるの累犯となる近く調査する所に依れば犯罪人一百に對し再犯以上七十五人の割合に當れるは實に驚くべき現象にして宇內萬國決して斯くの如き類例あることなし歐米各國に於ては曾に出獄囚人を排斥するの風なきのみならず又出獄囚人保護會社なるもの慈善團體より成立し各所に設立ありて獨立自活の道なきものを收容し業を與へ職を得せしめ再度惡道に陷入せしめざる方法等完備するが爲めに再犯以上の囚人少しと聞く試みに當愛知監獄の現時の在囚の數を調査するに千六百七十二人の囚徒中再犯以上の者千二百七十三人之を分類すれば再犯より五犯迄が四百一人五犯以上五百九十二人七犯以上三百七十一人九犯以上百八十一人十犯より二十二犯迄の者百二十八人なり實に驚くべき現象にして如何に彼等が社會の安寧を攪亂し秩序を紊るかを想像するに足れり今日にして再犯防遏の策を講ぜざれば益々眞民は彼等の爲めに害を受くること甚だ數又稚童敎育上にも頗る其害を生ずべし彼の淸水を見よ之に土塊を投ずれば忽ち濁るにあらずや累犯感化すべからざる人類は恰も土塊に異らざるなり單純汚濁なき所の幼童も土塊の爲めに混濁せらるゝことは其例甚だ多し大阪伸喬大阪の牢獄を巡見して言へるとあり人の天性は冷水の如し情より起る六慾は御火の如し情慾の强きに從て水は本質を失ひ湯となるも德敎の力に因て過ちを悔ゆるに從て自然元の水に歸することを得今獄中に在る所の者は曾天性の水其質を變じて湯となりし者なれば力めて熱度を去るの工風肝要なりと言へり文化の昔にして尙此感化論あり明治聖代の今日各監獄には敎誨の設けありて出獄の時其心天受の冷水に歸したる者も公衆排斥の爲め再び熱度を發し本質を變じ人を害し又牢獄に入り不生產的の厄介物と化すは誠に慨歎に堪へざるを以て今般有志家の贊尾に附隨して余等も共に愛知慈惠會の擴張を企てたるに幸ひ大谷本願寺法主臺下の卒先贊成を賜り御消息を門末に下され同意を表する樣御奬勵ある由にて來る三十日特派使として南條博士來名あり同日下茶屋町別院に於て披露式を擧行せられ又翌一日は三河岡崎別院に於て同樣式を擧げけらるゝ由此際我々も亦聊か愚意を公表する積りなり放免囚保護事業の如きは兎角其旨意を知らざるものは餘程の狩狂人にあらざれば何か爲めにする所ありて熱中するが如く往々誤解せらるゝは一身に取りて迷惑千萬の咄なり君考へても見られよ雪隱の糞尿は汚穢なることと之に優れるものなけれども若し下掃除人がなき時は衞生上甚だ不良の結果を來すべし幸ひ之を掃除するものあればこそ御同樣に一困却を免がるゝなり然るに下掃除人は汚穢を忍ぶが故に之を肥料として利益を得ること皆人の知る所であるにあらずや改悛の囚徒の如きも若し下掃除人に等しきの世話人あれば必らず國家を益すること尙彼汚穢なる糞尿に異ならざるなり愛知慈惠會は社會の大雪隱の下掃除人なり云々と

雜報

○典獄諮問會會議の議決事項整理

會議の議決事項をして單に席上の空論に止まらしめず之を實行し若くは實行的の力を有せしむることと會議の目的にして今更彼是の辯を費さずとも何人も知り得ることなれども、兎角事は實際と違ひ地方の聯合典獄協議會抔にて議決したることも其儘實行せられず、主務省に於ても諮問案としては提出しながら議決後之を發表せざること往々有り打のことなり、依て差當り主務省に於ては先づ此弊を自から矯正するを要すとてか今回は此議決事項を整理せんとて唯今多忙なりと聞ふ思ふに今年中には夫々整理を遂げ發表するものは發表せられ再考を要するものは御他日の諮議に讓らるゝことゝ爲るべし

○行狀勘查規程の變更

現行の行狀勘查規程は頗る繁煩に失し如何にも形

の記入ある次第なり、予は寧ろ理想的に謂へば斯かる制限規定を存せずして自から緻密精細なる記入を得んことを望まざるを得ず

○身分帳中行狀表の改正

前項勘查規定の變更に伴ひ身分帳中行狀表の改正を必要とし賞譽の度數懲罰の種類科程日數調工錢額調等を全然刪除し單に現在金額のみ記載せしむるの方式と爲るべしと謂ふ

○文書取扱及保存の方法に就て

監獄の文書は極めて錯雜にして秩序能く之を排列編綴するに非ずんば後日必要の事件生ずるに從ひ調查の爲め、數時間を費し却て益々繁多を加ふるに至るべし、而して各監獄の實況を觀るに文書編纂の點に於て著しく不備を感ずるものあるを以て其の取扱順序を定められ併せて書類の保存期限をも明示せらるべしと云ふ、また以て刻下の一急務と謂ふべし

○監獄判任官は常に執務曆簿を携帶するを要す

典獄の指示したる調查事項其の他監房工場巡回中注意を要すべき事項等あるときは一々之を手帳に記入し置き以て備忘に供するを要す是れ實に煩雜せる事項をして正確且簡便に結了せしむるの一手段にして茲に所謂執務曆簿と稱するものは唯普通手帳の上欄に月日を記入し置き之をまた日課と日記とに二分類すれば足れり、日課には是非とも調查準備せざる可からざる事項を豫め記入し置き出勤の際先づ之に依て事務を探るの方針を決し日記欄には生じたる事項を其の當日に於て記入するものとす例へば一定の日時に於て調查呈出すべき事項は其の日時までは某々を調查すべしと記入し其の外また某放免囚の衣類所持金等の精查杯は共に之を日課欄に記牒し日記欄には司獄官會議に呈出すべき事項若くは議決の要領看守訓授事項等を記入し常に携帶するものとす、かくせば繁劇なる事務も簡易正確に處辨することを得べきなり、實に之を各判任官醫師敎誨師に勸奬せざるを得ざるなり

○典獄の自署

他官廳に向て發送すべき文書は其正確と注意とを保持せしめんが爲め成るべく典獄は自署せられたき旨曾て本誌に揭載せし所なるが其の後典獄の自署に成れる文書は本省に到達するもの極めて尠なしと謂ふ此點は各典獄とも勵行し是非とも自己の氏名を自署せられんことを望む

○別房留置人の工錢計算方に就て

別房留置人の工錢給與法は一方ならぬ手數を要するものにして現行の取扱例に依れば衣食費の實費を計算して之を控除し殘餘あるときは支給するの例なるが斯くては作業の變換毎に食糧を異にするを以て從て食費の計算方に繁雜を來たし徒らに手數を增すのみなるを以て其の筋に於ては料定工錢の十分の三を以て衣食費と見做して之を控除し殘餘を給するの方法に一定せらるべしと謂ふ

○監獄火災に就て

客月十三日午後八時半橫須賀支署の工場棟數六は一瞬の間に烏有灰燼に歸したることは既に讀者の熟知する所なり此火災の原因は全く煙草の犯則に基きたりと謂ふ、犯則杯と謂ふ不慮の變事とは謂ひながら各監獄とも專ら此火災の點に就ては十分注意の上にも注意を施こし監獄內再び此變災を見るに至らしめざらんことを望む

○特赦假出獄を申請すべき者の種類

特赦を申請すべき者の種類及其の形式手續等は過般典獄會議の際主務省より參考書として配付したる趣なるが、內には往々特赦を申請すべき者の種類にして假出獄を申請する向ありと謂ふ例へは墮胎嬰兒壓殺放火犯の重罪囚にして三年以上獄則を謹守し行狀方正なるときは特赦を許されたる先例なりしが此等に該當するものにして假出獄を具申することありとせば、特赦と假出獄とは本人の受くる利益に於て差異あり且又同一犯罪に對して一方は特赦一方は假出獄との不權衡あるときは恩典の平等均一を計る上に於ても極めて必要なれば右の囚人に對しては將來成るべく特赦を具申せられんことを望む

○府縣監獄統計書印刷に就て

從來多數の府縣に於ては每年監獄統計書なるものを印刷配付し來りしが一方ならぬ經費を要すると共に統計事項の大部分は本省に於て印刷配付するを以て更に府縣に於ては印刷するの必要なかるべしとて群馬縣典獄の發議に基き典獄協議會は之を承認せしかば今更之を歎厭に付するものなきは明かなれども或は府縣に於て行違もあることなれば更に茲に明記しせち辛き印刷費の徒消するか如きことなからむを望む

○小河事務官の病囚に就ての談話

客月三十日監獄協會茶話會の席上に於て小河監獄事務官は語て曰く

巡回に依て各監獄の實況を觀るに病囚取扱の點に關して甚だ遺憾を感ずるもの多きが其の中殊に當病者の取扱に就て最も不備を感ずるのである、第一統計表抔に依て見まするのに病監患者と服藥しつゝ服役する者との二種あるが茲に所謂當病者即ち病前（病監に入るゝにはまだ早きも工場に服役せしむること能はざる種類、病氣の第一期に在る者）病後（病氣回復の後に尙靜養を要する者）の二種を缺て居る、當局者は病氣と謂へば必ず病監に入るべき重病者か左もなければ服役中の輕病者でなければならぬ樣な考を持て居るが實際醫師抔の說に依て見まするも亦外國の取扱抔を見まするも到底此の二種類のみに限ることは出來ない、先づ病氣の順序と致しまして第一期は極めて輕く即ち姑く病氣の進行經過を觀察しつゝある時期で其の後漸次重症となり終に病監に入り治療の結果全治するにも矢張同じことで遽かに治るものでない必らず病氣は能いとした所が靜養を要する時期がある而して後に全く前の健康體に復するのである、夫れであるから此の病前と病後唯監房內に於て靜養する者が必らずなければならぬ、何れの監獄に於て見まするにも此種類のものは一向表に上ばらぬ表にない以上はつまり病監囚としてか若くは服役囚として取扱て居るに相違ない、それと謂ふものは外國抔に於きましては病監となると全然待遇を異にするからである、滋養品も日本の如く牛乳一合卵二個位でない、費用もまた普通囚人の二倍位はかゝる全然特別なる待遇を與へて居る從て先づ居房內に於て休養すべき病前病後の種類に屬すべき者を必要とする次第ではあるけれども病者の待遇として此種類のものを缺くは醫學上から見ても甚だ不備であると思ふと、當局者は以て大に參考に資する所あるべし

○監獄協會茶話會

客月三十日午後一時より月次茶話會は監獄協會に於て開かれぬ、會する者は委員及近縣の新典獄を初めとし警監學校生徒にして大凡そ六拾名第一席中村基君（廣島）遇囚に就て第二席伊藤孝之助君（山口）戒護者をして受持囚の身上關係を詳悉せしめ行狀觀察の材料に就て第三席有馬典獄の火災談の講演あり終つて小河副會頭は巡回中の所感一二を談話せられ後假出獄に刑期を設くるの可否（大坂、杉谷君出題）の討論題に移り宿題となすとに決し前回の宿題酒毒の繪畫を設くるの可否に移り積極消極二派に分れ一時激論嫌んなりしかば試みに可否の數を檢するに可とする者二十三名否とする者十八即ち茶話會に於ては可と決せられたり、後各自隨意散會、因みに記す次會の討論題は十分討議の必要あるを以て各自研究の上大に奮戰せられんとを期望に堪へず、本會出席者の氏名左の如し

十一月三十日茶話會に出席せし人名

千頭正澄君　高木光久君
神野忠武君　藤澤正啓君
小河滋次郎君　山上義雄君
眞木壽君　有馬四郎助君
中村襄君　印南於菟吉君
和田千松郎君　石澤謹吾君
橋本強造君　間山喜代太郎君
橋本一君　伊藤卯吉君
山田虎一郎君　曾田重喜君
篠原德二郎君　高畑喜次郎君
井上榮次君　酒井順長君
宮田祐三郎君　中村久馨君
佐藤庄三郎君　古屋喜六君

下川已之松君　足立豊君　齋藤重義君
飯淵彝三郎君　川喜田斧三郎君　井口兵之助君
中橋政吉君　赤城一雄君　小山衆松君
矢作辰五郎君　高井玉藏君　齋藤國吉君
鎌城喜助君　富長敬君　（次第不同）
上野傳君　印南金次郎君

○囑托者の年末賞與

囑托醫囑托教誨師は俸給の目に依り支給を受けざるが故從來の閣議決定の解釋上賞與を與ふべき限りにあらずと爲し取扱來れるが本年よりは右の解釋を改め囑托者に對しても賞與を給することを得せしめたりと謂ふ

○他監獄拘禁囚を刑事の證人及民事の當事者として召喚したる時の費用及收監方に就て

刑事の證人參考人又は民事の當事者として裁判所より召喚の他府縣在監人を收監したるときの取扱手續に就き左記の通りの伺指令ありたりと云ふ

一、押送に係る費用は明治十六年五月廿二日付京都府伺に對する內務司法兩大臣指令明治二十年四月內務省訓令第三五三號に依り原監獄署にて支辨し追て被告人其の他より償却の金額は雜收入辨償金の目にて整理すべきや

押送費用は囚人及刑事被告人押送規則に依り押送を爲す各官署の區別に從ひ其經費をして支辨し追て償却の金額は御見込の科目にて整理せられ然るべし

二、召喚裁判所在地監獄署滯獄中の食糧其他の費用は從前他管控訴者在獄の例に依り一日の在監費金貳拾錢計算して原監獄署に請求し其金額は前項辨償金の目にて整理收入すべきや滯留監獄署の經費を以て支辨し原監獄より償還を受くるを要せす

三、本件に係る在監人の授受に關し明治二十九年三月五日附當廳より內務大臣へ伺に對し同年三月廿一日視甲第一三號同年五月十二日付警第四二號の內を以て同省警保局長より依命通牒の次第あるも其囚人なるときは押送狀及召喚狀のみにては刑の執行上差支あるに依り當然收監すべからずや

收監方取計はれ然るべし但原監獄署をして判決書謄本其他刑の執行上必要なる一切の書類を送致するの手續を爲さしむるを要す

四、統計小票は其出入とも之を調製し名籍原簿幷關係帳簿にも之を登錄し月末在監人員其他報告諸表には之を加算すべきや

御見込の通但統計小票は其出入共他監押送の例に依り御取扱相成然るべし

○監獄局長事務官の監獄巡閱

監獄局長には京都大阪滋賀愛知和歌山奈良の二府四縣へ監獄巡閱として客月四日出發同二十九日無恙歸京せられたり、隨行は監獄局員鎌田氏小河事務官は群馬長野山梨靜岡四縣へ監獄巡閱として局員印南氏を隨へ十月二十八日出發客月二十日無事歸京せられたり

○石井典獄の筆のすさび

在高知　石井澹處

天長節訓在監囚

叉逢天長節。虔致滿腔誠。
皇德洽六合。聖壽万歲榮。
噫爾在監徒。何意今日迎。
休役且沐浴。賜食有香羹。
罪累當愧死。寬典保此生。
憐爾破人道。辱親且弟兄。
双老仰天嘆。妻兒空咽鳴。
一家多離散。職由爾暴橫。
憐爾欠德育。心神常闇冥。
悉雲醒々鎖。法正身輕牲。

貪婪何所益。沈思算得失。悔過我所願。遷善可歸耕。低首何默々。世間有同情。爾言人不顧。求業事難成。應有仁人在。玫々致貞。爾亦一國兵。同胞四千万。一兵加一盛。泰山不讓壤。幸遭聖明世。健全各養精。東向應再拜。恩澤及荊氓。

華櫻夢一場。驚察中心驚。

戔々所謂精神一到者　午橋文批

叙任辭令

明治三十四年十月三十日

叙正七位　小野勇次郎
叙從七位　神尾虎之助
同　奥村嗣次郎
同　野崎宏
叙高等官六等　石澤謹吾

叙正七位　從七位　松山爲治
叙從七位　沖繩縣屬　佐藤元次郎
同　茨城縣屬　野口謹造
同　岐阜縣屬　山崎正
同　千葉縣屬　中村襄
同　高知縣監獄書記並高知縣看守長　三井久陽
同　大坂府看守長並大坂府監獄書記　江澤精造
同　青森縣監獄書記並警視廳看守長　渡邊武直
叙高等官六等　司法屬　上田定次郎
叙高等官四等　集治監典獄　長屋又輔
叙高等官六等　集治監典獄　若山茂雄
叙高等官六等　集治監典獄　千頭正澄
叙高等官六等　集治監典獄　石澤謹吾
叙高等官六等　警視廳典獄　藤澤正啓

任福岡縣典獄　叙高等官六等
任三重縣典獄　叙高等官六等
叙高等官六等　任集治監典獄
叙高等官五等　任廣島縣典獄
叙高等官六等　任大阪府典獄
叙高等官六等　任愛媛縣典獄
叙高等官六等　任靜岡縣典獄
叙高等官六等　任島根縣典獄
叙高等官六等　任千葉縣典獄
叙高等官六等　任香川縣典獄
叙高等官六等　任岡山縣典獄
叙高等官六等　任長崎縣典獄
叙高等官六等　叙高等官六等

長崎縣典獄　從六位勳六等　千石學
福岡縣典獄　正七位勳六等　河俣正幹
大坂府典獄　正七位勳六等　千頭正澄
新潟縣典獄　正七位勳六等　五十嵐小彌太
廣島縣典獄　勳六位勳六等　田中義達
宮崎縣典獄　正七位　柿木原政澄
島根縣典獄　正七位　松島四郎
靜岡縣典獄　正七位勳六等　森田重行
三重縣典獄　正七位勳六等　綾部敦麿
佐賀縣典獄　正七位勳六等　清水精四郎
香川縣典獄　正七位　高木光久
岡山縣典獄　從七位勳六等　黒澤迪

福岡縣典獄　千石學
三重縣典獄　河俣政幹
廣島縣典獄　五十嵐小彌太
大阪府典獄　田中義達
愛媛縣典獄　柿木原政澄
靜岡縣典獄　清水精四郎
島根縣典獄　綾部敦麿
千葉縣典獄　高木光久
香川縣典獄　松島四郎
岡山縣典獄　森田重行
長崎縣典獄　黒澤迪
宮崎縣典獄　松山爲治
佐賀縣典獄　佐藤元次郎
新潟縣典獄　野口謹造
鳥取縣典獄　山崎正
岐阜縣典獄　中村襄
沖繩縣典獄　三井久陽
秋田縣典獄　江澤精造
青森縣典獄　渡邊武直
大分縣典獄　上田定次郎
秋田縣典獄　高木正謙

任宮崎縣典獄　叙高等官六等
任佐賀縣典獄　叙高等官六等
叙高等官六等　任新潟縣典獄
叙高等官六等　任鳥取縣典獄
叙高等官六等　任岐阜縣典獄
叙高等官七等　任沖繩縣典獄
任高等官八等　任秋田縣典獄
叙高等官八等　任青森縣典獄
叙高等官八等　任大分縣典獄
叙高等官八等

北海道集治監詰ヲ命ス
三池集治監詰ヲ命ス　同
東京集治監詰ヲ命ス　同
一級俸下賜　千頭正澄
二級俸下賜　石澤謹吾
六級俸下賜

（各通）

鳥取縣典獄　長谷川信綱
愛媛縣典獄　八田哉明
大分縣典獄　小野勇次郎

文官分限令第十一條第四號ニ依リ休職ヲ命ス

明治三十四年十一月十四日

任北海道廳典獄　北海道集治監分監長正七位勲六等　堀內久保
叙高等官六等
任茨城縣典獄　警視廳典獄正七位　永田直之亟
叙高等官六等
任富山縣典獄　北海道廳典獄正七位　四王天數馬
叙高等官六等
任警視廳典獄　富山縣典獄從七位　神野忠武
叙高等官七等
二級俸下賜
（各通）

三級俸下賜
五級俸下賜

北海道典獄　堀內久保
茨城縣典獄　永田直之亟
富山縣典獄　四王天數馬
警視廳典獄　神野忠武

寄書

○囚人看讀書籍の撰擇

（埼玉縣監獄文武講習會報告）

囚人に書籍の看讀を許可せらるゝは其目的學術研究にあらずして開悟發明に在ること今更言ふまでもなしとして扱其種類は如何に撰擇すべき是れ實に日常の實地問題にして何の遺憾もなきやうなれど今日の實際に就て見るときは彼れ囚人等が看讀の許可を得て手にせる所の書籍は千種萬類なるも中には感化紀律の上に障害を及ぼすべきものさへあり頃者本縣監獄に於て日常必要にして亦感化の手引となるべき書信用の書籍に就て調査撰擇したる所を聞くに左の如し

一、開化小學用文（和本）（不採用）
（窪田梁山著○卷菱潭書○東京東崖堂發行○明治十五年版權免許）
書風は菱潭にして申分なく文章亦愛すべしと雖ども文句六ヶ敷（新年を換年と書き御手紙拜見といはゝ濟むべきを華箋叡覽贈給一拜覩仕候など書けり）して一般囚人の看讀用に適せず

二、普通國民新用文（和本）（不採用）
（竹井駒哲編纂○東京杉本書館發行）
文章は愛でたきやうなれど猶人妻を指して御妻君と書き流したるは如何あるべき字體活字にして之に依りて手紙の書振りまで學ばむとする一般囚人の看讀用としてはいまだしき處あるに似たり

三、增補高等作文教科書（洋本）（不採用）
（松本仁吉著○的場錢之助增補編纂○大坂積善館本店發賣）
書名が高等作文教科書なるだけに其文章も高等にして先づ文體文法より詳解し手紙の宛名認め樣まで圖解したる最親切なる作文書なれど高尙に失して一般囚人には適せず猶重箱に揚子的穿鑿を遂ぐるときは文章にも（辛ふじて）或は（候得共）など書散らしたるは教科書として如何あるべき

四、關化普通用文章（和本）（不採用）
（飯沼守一編輯○可古屋東壁堂發賣）

五、增補明治作文三千題（坤乾）（和本）（不採用）
（伊良子清洲編輯○大坂積善館本店發賣）

六、中等作文一万題（洋本）（不採用）
（倉山久吉○東京六盟館發行）

七、（生徒必携商家日用）實地活用文章大全（洋本）（不採用）
（鈴木要彥編○大坂偉業館版）

八、新案帝國用文（洋本）（不採用）
（竹井駒哲纂○東京翰香堂藏板）

九、（萬民不通）日本新用文（和本）（不採用）
（鈴木重光著○東京小林伽鶴堂發行）

十、新撰應用書翰（和本）（不採用）
（依田學海編○巖谷一六書○東京鳳林館藏版）
（本書は教育ある囚人にして書信及書風を學はむとする者には適當ならむか）

十一、改良萬通用文（和本）（不採用）
（長谷川義正編○東京芳潤堂藏版）

十二、（文部省令準據）新定小學作文（洋本）（不採用）
（小島乙彥編纂○東京柳原文盛堂發行）
以上四號より十二號までは各々一長一短善き部分もあれば餘り善からぬ部分もありなべて一般囚人には適せずと認め不採用の部に入れつ

十三、（國書註解）日本報知用文（洋本）（採用）
（橫山順著○大坂心齋橋筋北久寶寺北へ入る明昇堂專賣）

十四、貳書合本（和本）（採用）
（東京日本橋區大傳馬町二の十四、松榮堂書店發賣）
右十三號は書簡の部を（普通門と實業門とに分つ）證書、願書及屆書の各部に分類し漢語は假字にて俗語に解釋したる最親切丁寧なる用文書なり但缺點をいへば字体が楷書の活字なるが故に書風を學ぶこと能はざるに在り然るに十四號は玉篇と節用集とを合本したるものにて聊十三號の缺點を補ひ兼て亦字書の用を爲す故に差當此二書を普通一般の囚人用文書として採用せり勿論完全のものには

あらず唯鳥なき鄕の何とやらむに過ぎざるのみ

○囚人改善の一大要素

（清潔法の厲行）

井上榮次

由來、監獄の清潔法に向つて、注意を施す者少なしとせず、然れども、其立論の根據たるや、概ね、疾病の發生、乃至、惡疫の傳播を防遏せむとするに止まるもの〻如し、故に其着眼點たる、勢、囚人の身體に觸接せる範圍に而已限られ、問題となり居る清潔法の、如何に多岐の性質を有し居るものなるかも研究されざるを恨む、監獄の清潔法何すれぞ夫れ斯の如く、狹義の意味にのみ解するものならんや、是れ余の竟に肇視を慨む能はざる所以のもの、蓋し、是れが爲耳、豈他あらんや、茲に於て乎、余は監獄の清潔法を廣義に於て論し、清潔法厲行の、如何に囚人改善の上に至大の關係を有し居るかを詳にし、且つ合せて、本問題が如何に多岐の性質を有し居るかを闡明ならしめんと欲す。

清潔法厲行に志ある者、願ね、曉春暑氣の將に來らむとする際に於て、殊に其必要を絶叫し、世人を警戒するを常とす、我が監獄界に於ける、亦應に斯の如し、是れ即ち本問題を狹義に解釋する結果に外ならざる、一證左として見るを得べき、好適例たらずんばあらざる也。

通例人の生質を分別して二種とす、一に曰く先天的性質、二に曰く後天的性質即ち是也、而して後天的性質とは、人が、幼稚の時代即ち是非を辨別するの能力なく、而かも、神經銳敏にして、記臆力の旺盛なる時に於て、常住坐臥の間、社會の總ての現象に接觸し、不知不識の間に感得したる現象が、心裡に深刻されて製作せられたる第二の性質を謂ひ、先天的性質とは、遺傳又は肉体組織上の關係よりして存せる處の固有の性質を謂ふ、而して人は固より結社的動物なるを以て、生存を全ふせんと欲せば、勢ひ、複雜なる社會の壇上に現はれ、身を生存競爭の渦中に投ぜざるを得ず、されば、偉大の丈夫にあらざるよりは、何人か能く社會の惡的感化に浸染せず、倍々進んで其天眞を發揮し、而して能く万緣叢中に一點の紅たるを失はざる者あらんや、是れに由つて之を見れば、人は竟に第二の天性に支配せられて、其運命を決定するもの也、犯罪者は幾多惡的第二の天性の爲に、天眞を埋沒せられたる、薄志弱行者流の如個を得べけん。

余は右の考を根據として、左に、清潔法の厲行が如何に、囚人改善の上に、重大なる關係を有し居るものなるかを明にすべし。

犯罪者が罪を犯すに至りし原因は、既に一言し盡きたり、されど、今尙百尺竿頭一歩を進むれば。』

廢敗、汚穢、暴戾、無慈悲、怠惰、淫逸、破廉耻、無氣力其他有らゆる不潔的分子を以て囲繞せらるゝ、混沌たる社會の惡德に感染し、浸潤し、而して不潔的諸種の分子を胃腑に充滿し、而かも之れを排泄する能力を欠き、遂に惡的第二の天性を形成したる結果たらずんばあらず、故に彼等を改善せむには、須く先つ、彼等をして彼等の胃中に潛在せる有臭瓦斯を吐出せしめ、代ふるに新鮮なる空氣を呼吸せしめ、以て所謂空氣療法を施すに企及すべきものなし、是れ即ち本論の骨子とする處なり。

人心の外部の刺激に因りて變化する所以は、來抽象的に論じたる所と、孟母三遷の敎の今尙ほ人口に膾炙せらるゝとによりて推考せば、本論の意義自ら明白復た多辨を要せず、されど、尙ほ敢て一言せば、苟も囚徒の觸官の感ずる限り、視官の達する限り、嗅官の及ぶ限り、清淨無垢一點の汚穢を止めざれば（人、物共に）彼らの神智自から清

標本也。

犯罪者の露出する根本的原因正に斯の如し、故に之れを減少せんには（一）彼等の意思を鞏固にし（二）善的第二の天性を製作せしめざるべからず、而して之れを爲すには、學術、宗敎を隆起し、社會を改善して、犯罪的徵菌を芟除するに在り、然れども、尙ほ本問題の許に於て研究すべき限に非ず、故に余は清潔法厲行と云ふ問題の許に於て、犯罪者の意思を鞏固にし、且つ、善的第二の天性を製作せしめ、而して囚人を改善せんと欲す。

『紀律を貴ぶは、紀律的精神を貴ぶなり、徒らに其外形をのみ謂ふに非ず、紀律は外物の精神なり、精神は内部の紀律なり、紀律と精神と二致あるとなし、故に、公然の場處は勿論、屋漏人の見るなき場處と雖も、嚴正に紀律精神を保持ざるべからず』

と、之れに由つて見れば、外形紀律の如何に精神修養の上に至大の關係を有せるかを知るに難からず、而して、此理によりて推考すれば、清潔法厲行の、如何に、紀律的修養の上に絶大の關係を有し居るものなるかは多辨を須ひずして自ら認識するに足るべく、亦從つて清潔法てふ問題が、如何に、多岐の性質を有し居るものなるかを理解する

爽となり、復た一點の不潔的分子を容すの餘地を存せざるに至るや、理義明白にして一點の疑を容るゝの餘地なし。

斯く論じ來れば、監獄の清潔法厲行は決して一日も廢すべきものにあらざる也。

附言、本論起稿の當初に於ては、固より外部の刺激の、如何に、犯罪に重大なる關係を有し居るかを具体的に詳論する心算なりしかと、長文に亘るを虞れ、斯の如く結尾に至りて要約せしを以て、聊か龍頭蛇尾の感あれども、讀者再讀して其叱正すべきは叱正せば幸甚。

○獄務は學理出身者をして俄にか當らしむへき所にあらさるか

愛知縣　平民主人　稿

獄務は特殊の知能を具へたるものゝみ之れに當るべく普通行政の知能を有するものゝ俄かに當らしむべき所にあらずとは同人社會往々之を唱ふるものあるのみならず先輩の士尚ほ且つ之を言ふものあるは余輩の怪訝に堪へざる所なり。

蓋し獄務は特殊の知能を要すとは普通行政の知能の外に更に特別專門の知識を有せざるべからずとの意ならんか是れ行政一般の常道にして諸種の行政知能皆な此の序によりて修むを得べく而して始めて圓滿の効果を奏すべきは自然の事理に屬し固より異とするに足らざるなり豈特にかゝる聲言をなす要あらむや警察土木衛生軍務交通等の諸行政各々特殊の知能を要す而かも普通行政の知能を外にして特り能く圓滿の効果を奏すべしと謂ふ乎獄務は特別行政なるが故に特殊の知能を要すと謂へる如きは前上の諸行政が各々特異の目的を有するが故に特殊の知能を具へざるべからずと謂へると毫厘の差あることなく而かも尚ほ普通行政の知能を有せざるべからざるは炳然火を見るより明かなり

唱者の意是これにあらずして『獄務は諸行政中尤も繁雜なる事務なるが故特に之を言ふのみ語を換ふれば尋常一樣の輩にては到底其の任に堪へざるべし』と謂はんか是れ事の難易輕重は比較なり、分量なり難きがゆへに當らしむべからず重きがゆへに其の任に堪へざるべしと言はゝ其れ卒に其の人莫からんか

若し其れ『普通行政の知能は縱し之を缺くとも獄務特殊の知見を具へたるものならざるべからず……』平たく言へば看守より看守長に看守長より典獄と云へる如く專ら實地の經驗により特殊の知

能を得たる練熟の士ならざるべからず』との眞意ならむか余輩は是に於て怪訝の念を禁ぜむと欲して止む能はざるものあるなり

余輩固より經驗を無視するものにあらず寧ろ之を重んじ經驗は實學なりとの觀念常に腦裡に浮動し之を忘るゝものにあらずと雖も而かも經驗のみに偏するの極、普通行政の知能を思はざるに至ては其の何の意たるを知るに苦しまずんばあらざるなり

凡そ學理は實務の爲めに存す學理の爲めに實務の生ずるにあらざるなり實務ありて學理の存するは勿論なりと雖も學理を離れて實務を施爲せむと謂ふが如きは到底今世紀に容れられざる所なり況んや監獄事業の如きは諸種の社會制度に密接の關係を有するものなるを以て先づ是れ等制度の一班を了得するに足るべき普通行政の知能を有するにあらざるよりは爭てか獄務の改進を計り良好の成績を擧ぐるを得むや荒蕪の精地に美種を蒔くも善良の果實を結ぶ能はざるは植物學の原則にあらずや普通行政の知能は恰も植物學に於ける田園の如きか、普通行政の知能たる田園にして豐沃ならんには其の種子たる獄務の知見も是に始めて發達するを得べく善良の効果も自ら發現するに至るべき

は識者を俟て後知らざるなり

**唱者又た以爲らく『經驗を重んずるの極學理を無視するとは言はざるなり見よ警察監獄學校の設置あるを是れ等は畢竟足下の謂へる如き主旨に出たるものにして理、實其の調和を保ち圓滿なる効果を見はさんとするものにあらずや、去れば近き未來に於ける司獄官は普通行政の知能を有すると同時に鍛練なる經驗を有するを以て足下の理想とする司獄官も始めて實現するの機あるべし要は學理一片の出身たる門外漢の容易に入るを容さず飽く迄門内の後進を誘掖して長く司獄の後繼者たらしむべきのみ』と余輩は監獄學校の設置は余輩の謂へる主旨に合致し其の出身者は近き未來に於ける司獄官たるべしと謂へる一段に於ては暫く何事をも言はざるべし唯だ現下の趨勢果て能く唱者の思へる如く學校を重んじ、學校出身を優待し延いて全般の氣風を此の方面に傾注せしむべき工夫を施しつゝあるや、若し夫れ學校は或る意味の下に設けられ、其の出身者は偶然の好機に遭遇して幸に自己榮進の階梯を作り得るものに過ぎずとなし偏へに出身者の幸運を羨むと同時に出身者も亦た身の光榮を喜ぶに遑ざるものならんには折角の學校も形骸のみ精神充溢して全般の氣風を一新するに足らざるなり、光榮を負ふたる出身者も徒に

一身の毀譽褒貶をなすの材料たるに過ぎず未だ以て後進を誘掖して其の餘榮を分つこと能はざるべし然りと雖もかくの如きは畢竟出身者の意、力如何により如何樣ともなし得らるべき事柄に屬するものなるを以て左まで憂ふるに足らざるべきか經驗より成りたる門內後進者をして次第に後繼者たらしめんと謂へるは後進奬勵上固より當然の措置なりと雖もそれがため學理出身者を疎外せむとするに至ては余輩の同じ能はざる所なり元來余輩は前述せし如く普通行政の知能を有するものを以て正系とし經驗のみにより成りたるものを變系とし重きを正系者に置かむとするものなり否特に余輩の持論なるのみならず尚ほ常識を有するもの、容易に認識すべき筈なるに唱者一輩の人士間には此の見易き事理を沒却して特別なる事由を標榜し狹隘なる範圍に跼蹐せむとするは其の心事の諒すべき所ありとは云へ抑〻亦社會の大勢に反抗し進化の原理に背反せむとするものにあらずして何ぞ

獄務の年一年に改進の實を擧げつゝあるは吾れ人共に認むる所なり而して此の改進の實を擧げたるは唱者一輩の所謂經驗者流の手腕に負ふもの多しとなすか余輩今是こに此れ等の事蹟を穿鑿するの要を見ずと雖も正系者流の盡力ありしに因るにあらずむは到底今日の成果を見るべからざりしは余輩の斷言して疑はさる所なり

獄務の改進は專ら之を正系者流の手腕に待たざるべからざるは特り余輩の持論なるのみならず世の大勢亦た如何ともすべからざるなり而して余輩は目下の狀勢に稽へ一層緊切なる感なくむばあらず蓋し監獄の改良は十數年來當局の苦心する所に係り今や粗ぼ其の成果を見るを得たりと雖も其の跡多くは社會制度の以外に超然孤立せむとする傾向を呈し動もすれば世人をして監獄は社會以外の社會なりと思惟せしむるのみならず自ら亦た監獄は別天地なりと放言して自ら社會の事情に遠ざかり耳目の聞見を狹めむ偏へに卑近の事にのみ齷齪し遂に犯罪の源泉は社會の濁流にあるの本を忘れて其の末を趨ふの過ちに坐するの弊あるを免れさるなり余輩は獄務と社會諸制度とを馮涌して司獄官を社會の万有中に包羅せむとするものにあらすと雖も一般の社會制度と相調和してこそ始めて獄務の改進を完からしむることを得るなれ現下の如く社會以外に孤立せむする有樣にては結局完全なる改進の實を認むる能はさるを如何せむ同人社會往々言はすや如何に獄務の改良を計るも之れか補助機關たる社會的防護機關の設備完からすんは到底再犯を防遏し犯罪を減少し以て監獄の目的を達すること能はざるべしと是れ畢竟監獄事業の成功は獄務と社會と相調和するの必要を認めたるものにあらずや夫れ然り然りと雖も現下の趨勢未だ能く社會と相調和して監獄の目的を遂行するに足るべき機運に到達せざるはそも何か故ぞや固より諸種の事情之れをして然らしむるものあるべしと雖も當局者が社會以外に孤立せむとする思想は亦た其の一因なりと謂はざるべからず而して余輩の所謂社會以外に孤立すとは強ち社會に近接せざるの謂ひにあらずして當局者が諸種の社會制度を究めずして特り獄務の知見のみに偏せむとするの謂ひなり、犯罪の源泉たる社會の濁流を究めずして其の下流を清ふせむとするの謂ひなり嗚呼社會諸制度の觀念を有せずして獄務を處せむとするは猶ほ生理解剖の學理を究めずして治療の術を施さむとする醫師に均しく氣象天文の學理を修めずして遠洋を航せむと謂へる船長に異ならず其れ亦た危ふからずや哉

唱者の所謂經驗のみに成りたる人士を以て長く司獄の後繼者たらしめよと謂へるは恰も往時の船頭をして直ちに今日の船長たらしむべく草根木皮的の庸醫を招ひて俄かに病院長たれと謂へると何の撰ぶ所かある縱しかゝる懸隔はこれ無しとするも何んぞ彼れを揚げ是れを抑ゆるの理あらん余は寧ろ彼れを捨つるも是れを取らざるべからざるの必要を認むるものなり

思ひ起す曩年警部長に漸く其の人を欠かんとするや俄かに特別任用令を發布して警部中より抜擢任用せむとするの途を開けり而して當時我者は唱者と殆んと同一の理由を以て之れを解釋せり曰く警察は諸種行政中特異のものに屬するを以て俄かに學理一片の輩を取るべきにあらず是れ任用令の精神にして長く後進警部たる經驗者をして其の後繼者たらしむべしと何ぞ知らん右は止むを得ざる一時の變態にして經驗者を重んじ學理出身者を排斥したるものにあらざりしを當時該任用令の發布は誠に止むを得ざるの數のみ並し當時に在りては學理出身者(重もに法學士を指す)の數未た多からざるのみならず偶〻之れあるも快よく應ずるものなかりしは當時の狀勢を知るもの、斉しく認むる所にあらずや因是賭之當時警察の狀勢は學者を排斥したるにあらずして反て學者の警察を喜ばざりしものなりと謂はざるべからず示後社會の進歩に連れ漸く學理出身者の輩出すると共に其の供給に不足を感ぜざるに至るや政府は是こに該特別任用令を廢止して專ら正系者を取らんとするの常道に

復せり是れ警察に於ける最近の歷史にあらずや警察監獄素より多少の差違あるべしと雖も何んぞ唱者俄かに當るべき所にあらずとして之を排斥すべきものならんや余輩は恐る唱者のかゝる聲言は恰も警察に於ける如上の原因より暫くかくの如き解釋を爲さゝるの止むを得ざる時機なるかを

○監獄衛生と其他の關係に就て

青山時三郎

醫事衛生のことたる其區域甚だ廣汎にして所謂萬有學なるが故に之を實際に適用すること至大の難事なり然かも之をして一定の規律と檢束とを主とする監獄に應用する事は殊に難中の至難と云はざるべからず然れども今日行はるゝ處の行刑の主旨が自由刑に在て體刑にあらずとせば衛生に言あるものは全然之を改良すべきは言を待ざる處なるべし余や職を監獄に奉ずる未だ三星霜に充たず殊に聞淺く經驗に乏しく監獄衛生てう問題に對し如何なる方面に向つて講究に着手すべきか茫々漠々五里霧中にあり然れども余は余の聊か感ずる處を述べ世の先學博識の垂教を敢て希望せんとする者なり夫衛生の事たる其關係甚だ多しと雖ども要するに其最も直接の關係を有する者は衣食住の三者に外ならざるべし而して監獄にあける此三者は衛生に欠る處なきや否や衣衾の中入綿の多くは古綿の打直しを用ひ土砂を混ずる目方の重きものにして土砂の量を去るときは實際の綿量を減少と云はざるべからず、殊に寒風肌を切るが如き候をも之を以て凌がざるべからずと云ふに至ては其痛苦は實に余等の豫想だも尙且及ばざる事と信ず、然らば食物は如何と云ふに本邦下米又は外國米の中以下の米四、麥六の飯にして滋養の如何は論を要せざるべし、住居は如何、諸監獄の多くは粗造にして防寒其他の點について一も希望を充す者なし、其の如き有樣にして衛生の完全を期圖するは木により魚を求むるの類ならざるなきか、宜なり歐洲諸國の監獄に比し病、死者の多きと余輩此に至り全國幾多の在獄者の爲めに一掬の熱涙を灑がざるを得ざるなり頃は昨年の一月なりき近年未曾有の寒威を示したり某夜午前二時頃不圖眼醒めて復眠る能はず床裡の巨燵、暖氣恰好にして心地快なり實に余は余の此幸福なる境遇を悦ぶと同時に在監人の此寒夜に如何に夢を結びつゝあるかを遐想し轉た同情に堪へず、若かず實況を視察せんには此に防寒の用意を調へ家外に出づれば積雪脚を沒し人跡絕てなし、雪明を便り監獄に至り當直看守長に面し來意を告げ先づ老弱者を收容しある監房の邊に徹行し窃かに動靜を窺ふに彼等の多くは既に

眼醒め處々に輕咳欠呻と低聲の談話をなしつゝあるを聲き得たり、之れ恰も午前三時なりき、余は猶房側に近つき訪問すれば何に御用でありますかと問ふ者あり、依て余は余の來意を告け如何に諸子等が自から犯せる罪の爲めとは云ひながら老後又は虛弱多病なる子等の此堪へ難き寒夜を悲慘辛苦の中に明しつらんかと思ひ余は暖なる心地能き床裡を脫して親しく子等の狀況を實見し他日の參考に供せんとの旨を以てしたるに、各囚同音に余か厚意を謝し深く其情に感泣せるものゝ如し就中一老囚の予に云へらく昨夜は寒氣殊に强く終夜眠るを得ず、今霄は漸く二時間斗りも眠りましたかと思ひます、何よりも辛きは此寒氣でありますと、鼻汁を啜り語る聲糸よりも微細きを感じたりき、去て壯年强役者を收容する房邊に徹行すれば稍に呼聲を聞くも多くは醒覺しをる者の如く處々に力なき欠呻の聲を聞く、近つき訪問すれば一囚人の曰く昨夜は十二時頃迄足の先きか暖まりませんでしたドーモ寒いので早く眠むられず朝は早くより眼か醒めるので熟睡し得らるゝは誠に僅少時間でありますゆへ甚だ困難を致しますと云へり、曉を破りて響き渡れる起床合は此半睡兒を喚起し呈を頂て工場に出役せしめ一日一時間の休役間時を除くの外規律嚴束の間に管々役々作業に追はれ体力休養として樂むへき夜間寒氣不眠てう無形の働作に依りて晝間役を取るよりも尙苦慘を感し、强健なる体軀も漸次削痩し初め、好合なりし衣帶も何の時にか其長きを覺ふるに至り、轉た、今昔の感に堪へさるものあらんことを信す、各監獄の死亡數か統計上一月乃至四月に至るの各月に於て爾他の各月よりも多きは防寒の不備に原因する蓋し大なりと信す、近來各監獄共に副食物の改良を見るに至り彼等下層民か社會に在て常に食膳に上らさるか如き副食物を給せられ漸次死亡數を減すと雖も未た以て大々的減少を見る克はさるは防寒不備なる密接の關係あるに依るなきか、我縣監獄の如きも副食物の改善其他購入物品の品質に注意したる等の結果、漸次死亡數を減したるも年次漸く半數位づゝより減じ得られざりし、依て余は昨年一月の候なりき、氣温と死亡との關係を調査し密接の關係なる事を證明し典獄に向て之か愚見を開陳したるとあり、豈に圖らんや當局者の賢明なる偶然其年の典獄會議に於て衣衾綿量の規程を議決せられたり此に於てか我監獄は規程量迄之を增加したりしに爾來病者死亡者の減少漸病監日數の短縮すること前年の比にあらず、即死亡に於て本年一月より六月に至る期間に於て昨年の同期間に比し四分の三を減し得たり、之れ實に賢明なる當局者より賜はりたる愚旨の結果と余輩は實に感謝に堪へさる處なり、而して余は尙此に當局者に向つて切に希望するものあり、乞ふ少しく愚見を述しめられんことを、余輩各監獄の患者統計表を見るに何れの監獄を問はす罹病者の多數を占むること先つ指を消化器病に屈せさるへからす然り而して消

化器病の多數なるは社會に於けるも亦同一なり然れとも監獄に在ては其前職体格体量に應して相當の役業を授け亦之に相當する食量を給し務めて過不及なからしめ、社會自由民の如く我か好む食物なりとて多量を貪る克はす、亦間食の自由を欠き攝食と云ふ點に就ては自然の衛生に適し社會自由民に比し頁好の結果を呈すへきに事實は之に反し慢性胃腸加答兒症の如きは從來監獄特有病の如く思惟せられ所謂監獄下痢と稱へられたる完穀下痢の如きは抑も何に依りて來るや、余輩は云はんとするも、之れ米麥割合の餘りに麥の多量に偏するが爲めならん歟、抑も米四、麥六の規程を設けられたる當時は其原因多々ありしならんも少くも其一因として左の事實をも包含されしにはあらさるなきか即麥は價の廉にして然かも滋餘分に富み且つ消化し易しとの點之なり、然り麥は價廉にして滋養分に富むも然かも消化の不良にして亦滋養分たる蛋白質は米の蛋白質よりは遙かに徒費量の多きは先人の教ふる處にして從來の麥の消化良なりと云ふ點に就て此想像説ひしは早く究竟を感すると云ふ點に就て此想像説ひしは早く究竟を感すると云ふ點に就て此想像説ひしは早く究竟を感すると

の爲めに全國の監獄が一日も早く感化主義を取り
熱誠斯業に盡されたらんには監獄の衛生は論を待
す收入の增加、再犯者の減少等期して待つべく此
に至つて初めて監獄の最終目的に到達したりと云
べきか敢て大方の敎へを待つと云爾

會報

○吊慰金贈與之部

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
兵庫地方部長	第三條第九號第三項	十年餘	金八圓	故兵庫縣看守	倉橋半四郎氏遺族
仝 上	第三條第九號第四項	十一年餘	金八圓八十錢	故兵庫縣看守	吉田富太郎氏遺族
岩手地方部長	第三條第九號第四項	六年餘	金六圓	故岩手縣看守長	山內少郎氏遺族
宮城地方部長	仝 上	六年餘	金六圓	故宮城縣看守	渡邊吉兵衛氏遺族
東京地方部長	仝 上	五年餘	金五圓	故警視廳看守	立花宗雄氏遺族
大坂地方部長	第三條第九號第三項	十三年餘	金十圓四十錢	故大坂府看守	藤原卯三郎氏遺族
群馬地方部長	仝 上	十二年餘	金九圓六十錢	故群馬縣看守	島田鎭太郎氏遺族
和歌山地方部長	第三條第九項第四項	六年餘	金六圓	故和歌山縣看守	山野幸次郎氏遺族
群馬地方部長	第三條第九項第三項	十五年餘	金十二圓	故群馬縣監獄書記看守長	松山　金氏遺族
島根地方部長	第三條第九號第一項	十二年餘	金二十七圓	故島根縣看守	石原元市氏遺族
東京地方部長	第三條第九號第三項	二十年餘	金十五圓	故警視廳監獄書記兼看守長	安田藤重氏遺族
大坂地方部長	仝 上	十四年餘	金十圓四拾錢	故大坂府看守	太田英二氏遺族

○慰勞金贈與之部

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
德島地方部長	仝 上	二十年餘	金十五圓	故德島縣監獄書記	竹內盛八氏遺族
山口地方部長	第三條第九號第四項	五年餘	金五圓	故山口縣看守	奧田喜六氏遺族
仝 上	仝 上	五年餘	金五圓	故山口縣監獄署雇	佐藤幾久雄氏遺族
德島地方部長	第三條第九號第三項	十年餘	金八圓	故德島縣看守	渡邊貞次郎氏遺族
兵庫地方部長	仝 上	十四年餘	金九圓	故兵庫縣看守	高橋親治氏遺族
岡山地方部長	仝 上	十八年餘	金十一圓	故岡山縣看守長兼監獄書記	船橋致遠氏遺族

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
新潟地方部長	第三條第九號第五項	十二年餘	金參圓六十錢	元新潟縣看守	上田孝作氏
島根地方部長	仝 上	十四年餘	金四圓二十錢	元島根縣看守	坂井忠篤氏
德島地方部長	仝 上	十年餘	金三圓	元德島縣看守	稻井富太郎氏
東京地方部長	仝 上	二十五年餘	金五圓	元警視廳監獄書記兼看守長	西山鈔太郎氏
茨城地方部長	仝 上	十年餘	金三圓	元茨城縣看守	川又清太郎氏
仝 上	仝 上	十六年餘	金四圓八十錢	仝 上	渡邊義方氏
仝 上	仝 上	十年餘	金三圓	仝 上	平石　誠氏
北海道地方部長	仝 上	十八年餘	金五圓	仝 上	町山　霽氏
仝 上	仝 上	十二年餘	金三圓六十錢	元北海道集治監看守	塚越鼎氏
仝 上	仝 上	十三年餘	金三圓九十錢	仝 上	山木權七郎氏
長崎地方部長	仝 上	十六年餘	金四圓二十錢	仝 上	美濃部忠三郎氏
和歌山地方部長	仝 上	十九年餘	金五圓	元長崎縣監獄署押丁	佐々野忠五郎氏
仝 上	仝 上	十六年餘	金四圓八十錢	元和歌山縣看守	中川義繁氏
仝 上	仝 上	十六年餘	金四圓八十錢	仝 上	岡本楠熊氏
北海道地方部長	仝 上	十三年餘	金三圓九十錢	元北海道監獄書記	山口龜吉氏

山形地方部長	上	金五圓	上十九年餘	上
仝	上	仝	上十七年餘	上
仝	上	金四圓八十錢	上十六年餘	上
三重地方部長	上	仝	上二十三年餘	上
福島地方部長	上	仝	上十六年餘	上
仝	上	金四圓八十錢	上十六年餘	上
仝	上	仝	上十二年餘	上
三重地方部長	上	金三圓六十錢	上十八年餘	上
栃木地方部長	上	仝	上十二年餘	上
京都地方部長	上	金五圓	上二十七年餘	上
鳥取地方部長	上	仝	上二十三年餘	上
神奈川地方部長	上	金四圓二十錢	上十四年餘	上
大阪地方部長	上	金三圓三十錢	上十一年餘	上
千葉地方部長	上	金五圓	上二十二年餘	上
仝	上	仝	上二十一年餘	上
仝	上	仝	上十四年餘	上
仝	上	仝	上十八年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
北海道地方部長	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十三年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十年餘	上
仝	上	仝	上十

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. December, 1901.
VOL. XIV.

CONTENTS.

Editorial :—
Fare-well to 34th year of Meiji .....

Leading Articles :—
The Speech at the wardens' congress by Mr. Kubota, Director of Prison Bureau, II. .....
The prison fire .....SHIROSUKE ARIMA.
Of the named "Difficulties involved by prison systems generally" .....OTOKICHI INNAMI.

Miscellaneous Notes:—
The views of Great Britain and American Prison labour.
Prison labour.
Misunderstood of prison dietary.
Prophecy of prison fire.
Crime of vile shoolars.
Cautious matters of prison statistics .....S. WADA.
On my views reffered prison problems .....BEISUTEN-EEI.
Admonition and punishment .....Howard Association.

Statistics:—
Number-table of Prison at the last day, October of this year .....
Number-table of Foreign Prisoners .....

Reformatory Schools and Ex-prisoner Society :—
Eleemosgnary funds to ex-prisoner Society at Ibaraki prefecture.
Charity Society at Aichi prefecture.
The speech of Mr. Fukukama, Attorny of Nagoya local Justice .....

Miscellaneous Notes.
Contributions.
Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年十二月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

（本誌原稿締切十二月十五日）

（監獄協會雜誌第拾四卷第十二號）（毎月壹回二十日發行）

（電話本局二千二百十六番）